# 【表紙】

| | |
|---|---|
| 【提出書類】 | 四半期報告書 |
| 【根拠条文】 | 金融商品取引法第24条の４の７第１項 |
| 【提出先】 | 関東財務局長 |
| 【提出日】 | 平成23年２月14日 |
| 【四半期会計期間】 | 第47期第３四半期<br>(自　平成22年10月１日　至　平成22年12月31日) |
| 【会社名】 | クレアホールディングス株式会社 |
| 【英訳名】 | CREA HOLDINGS,Inc. |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役社長 黒田 高史 |
| 【本店の所在の場所】 | 東京都港区赤坂八丁目５番28号アクシア青山 |
| 【電話番号】 | 03（5775）2100（代表） |
| 【事務連絡者氏名】 | 取締役 岩崎 智彦 |
| 【最寄りの連絡場所】 | 東京都港区赤坂八丁目５番28号アクシア青山 |
| 【電話番号】 | 03（5775）2100（代表） |
| 【事務連絡者氏名】 | 取締役 岩崎 智彦 |
| 【縦覧に供する場所】 | 株式会社大阪証券取引所<br>(大阪市中央区北浜一丁目８番16号) |

# 第一部 【企業情報】

## 第１ 【企業の概況】

### １ 【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

| 回次 | | 第46期<br>第３四半期連結<br>累計期間 | 第47期<br>第３四半期連結<br>累計期間 | 第46期<br>第３四半期連結<br>会計期間 | 第47期<br>第３四半期連結<br>会計期間 | 第46期 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 会計期間 | | 自 平成21年<br>４月１日<br>至 平成21年<br>12月31日 | 自 平成22年<br>４月１日<br>至 平成22年<br>12月31日 | 自 平成21年<br>10月１日<br>至 平成21年<br>12月31日 | 自 平成22年<br>10月１日<br>至 平成22年<br>12月31日 | 自 平成21年<br>４月１日<br>至 平成22年<br>３月31日 |
| 売上高 | (千円) | 363,449 | 326,284 | 150,358 | 79,771 | 514,603 |
| 経常利益又は経常損失（△） | (千円) | △923,172 | △370,458 | 3,656 | △88,642 | △1,102,508 |
| 四半期(当期)純損失 | (千円) | △1,543,672 | △415,543 | △6,387 | △84,606 | △1,747,428 |
| 純資産額 | (千円) | ― | ― | 83,345 | 75,213 | 183,332 |
| 総資産額 | (千円) | ― | ― | 823,889 | 777,413 | 1,000,005 |
| １株当たり純資産額 | (円) | ― | ― | 0.03 | 0.00 | 0.31 |
| １株当たり四半期(当期)純損失金額 | (円) | 9.40 | 0.79 | 0.03 | 0.13 | 9.23 |
| 潜在株式調整後１株当たり四半期(当期)純利益金額 | (円) | ― | ― | ― | ― | ― |
| 自己資本比率 | (%) | ― | ― | 0.7 | 0.2 | 10.4 |
| 営業活動によるキャッシュ・フロー | (千円) | △1,056,678 | △333,929 | ― | ― | △1,262,166 |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | (千円) | 112,504 | 75,359 | ― | ― | △74,994 |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | (千円) | 1,069,349 | 279,304 | ― | ― | 1,326,739 |
| 現金及び現金同等物の四半期末(期末)残高 | (千円) | ― | ― | 457,912 | 343,050 | 322,315 |
| 従業員数 | (名) | ― | ― | 35 | 23 | 31 |

(注) １ 売上高には、消費税等は含まれておりません。
２ 潜在株式調整後１株当たり四半期（当期）純利益については、潜在株式は存在しますが１株当たり四半期（当期）純損失であるため記載しておりません。

## 2 【事業の内容】

当第３四半期連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）において営まれている事業の内容に重要な変更はありません。
また、主要な関係会社についても異動はありません。

## 3 【関係会社の状況】

当第３四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

## 4 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成22年12月31日現在

| | |
|---|---|
| 従業員数(名) | 23 |

(注) １．従業員数は、就業人員であります。

(2) 提出会社の状況

平成22年12月31日現在

| | |
|---|---|
| 従業員数(名) | 7 |

(注) １．従業員数は、就業人員であります。

# 第２ 【事業の状況】

## １ 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 受注実績

当第３四半期連結会計期間における受注実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

| セグメントの名称 | 受注高(千円) | 前年同四半期比(%) | 受注残高(千円) | 前年同四半期比(%) |
|---|---|---|---|---|
| 建設事業 | 80,891 | ― | 21,345 | ― |
| 不動産事業 | ― | ― | ― | ― |
| 投資事業 | 3,494 | ― | ― | ― |
| 人工島建設事業 | ― | ― | ― | ― |
| 合計 | 84,386 | ― | 21,345 | ― |

(注) １ セグメント間取引については、相殺消去しております。
２ 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 販売実績

当第３四半期連結会計期間における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

| セグメントの名称 | 販売高(千円) | 前年同四半期比(%) |
|---|---|---|
| 建設事業 | 76,277 | ― |
| 不動産事業 | ― | ― |
| 投資事業 | 3,494 | ― |
| 人工島建設事業 | ― | ― |
| 合計 | 79,771 | ― |

(注) １ セグメント間取引については、相殺消去しております。
２ 当社グループ（当社及び当社の関係会社）では、生産実績を定義するのが困難であるため「生産の状況」を記載しておりません。
３ 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合

| 相手先 | 前第３四半期連結会計期間 | | 当第３四半期連結会計期間 | |
|---|---|---|---|---|
| | 販売高(千円) | 割合(%) | 販売高(千円) | 割合(%) |
| マリオン北本管理組合法人 | 53,333 | 35.47 | ― | ― |
| ＴＯＨＯ㈱ | 150 | 0.00 | 8,266 | 10.4 |

４ 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

## ２ 【事業等のリスク】

当第３四半期連結会計期間における、本四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生または前事業年度の有価証券報告書の提出日以降に発生した「事業等のリスク」または重要な変更があったものは以下のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、本四半期報告書提出日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

（１）提出会社が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象

または状況その他提出会社の経営に重要な影響を及ぼす事象

当社グループは、前連結会計年度まで継続的に営業損失を計上し、当四半期連結累計期間においても317,435千円の営業損失（前年同四半期連結累計期間比△49.6%）及び415,543千円の四半期純損失（前年同四半期連結累計期間比△73.1%）を計上となりました。また、当四半期連結累計期間の営業キャッシュ・フローはマイナス333,929千円（前年同四半期連結累計期間比△68.4%）となりました。

これら継続する営業損失、四半期純損失、営業キャッシュ・フローのマイナスの状況を改善すべく、当社グループは、固定費の削減、営業力の強化に取り組んでおりますが、当四半期連結累計期間においても営業損失、四半期純損失、営業キャッシュ・フローのマイナスを改善するには至りませんでした。

従いまして、当該状況が改善されない限り、事業活動を継続するために必要な資金の調達に関しては、前連結会計年度に引続き第９回から第18回までの新株予約権の行使による調達に依存することになりますが、当社株価の下落や突発的な災害、新株予約権行使の不履行などが発生した場合、事業を継続するために必要な資金調達が困難になり、債務超過に陥る可能性が潜在しています。

事業等のリスクの面に関しては、過去の事象を対象とした訴訟が継続しているため、結審の如何によっては多額の資金が流出することになり、当社グループの資金繰りに影響を与える可能性が潜在しています。

当社の株式に関しては、当社が株式会社大阪証券取引所へ過去２回の改善報告書を提出していることから、有価証券上場規程平成21年12月30日改正付則第２項による「当該規則施行日（平成21年12月30日）から過去５年以内に改善報告書を１回提出している場合は公表措置を、改善報告書を２回提出している場合は公表措置及び警告措置を講じているものとみなします」に該当し、株式会社大阪証券取引所から平成19年11月９日に公表措置、平成20年６月９日に警告措置を受けたとみなされています。このみなし規定により、当社が公表措置を受けたとみなされた日から起算して５年以内に「適時開示規則第２章（会社情報の適時開示等）」、または「企業行動規範に関する規則第２章（遵守すべき事項）」の規定に違反して警告措置を受けた場合には、株式会社大阪証券取引所の定める上場廃止基準に抵触することになり、当社の株式は上場廃止になる可能性が潜在しています。

これらにより当社グループは、将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象、または状況が存在します。

## ３ 【経営上の重要な契約等】

当第３四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等は行われておりません。

## ４ 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、本四半期報告書提出日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

１．提出会社の代表者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する分析・検討内容

（１）経営成績の分析

当第３四半期連結会計期間におけるわが国経済は、景気が足踏み状態となり、デフレの影響や、雇用情勢の悪化懸念が依然として残っている中で海外経済の改善や各種の政策効果などを背景に景気が持ち直していくことが期待されてはいるものの、中小企業においては、引き続き総じて厳しい状況環境で推移して参りました。

建設業におきましては、住宅建設は持家、分譲住宅の着工に改善の兆しが見られ、先行きについても雇用・所得環境が安定的に推移するなかで、各種の政策効果もあって底堅く推移することが期待されています。

このような状況のもと当社グループは、採算性を重視した受注確保と新規分野の開拓・強化を国内事業の黒字化に向けた重要課題として事業活動をして参りました。

その結果、当第３四半期連結会計期間の売上高は79,771千円（前年同四半期連結会計期間比△46.9%）、営業損失は84,015千円（前年同四半期連結会計期間は営業利益8,422千円）、経常損失は88,642千円（前年同四半期連結会計期間は経常利益3,656千円）、四半期純損失は84,606千円（前年同四半期連結会計期間は四半期純損失6,387千円）となりました。

当第３四半期連結会計期間における各セグメントの業績を示すと、次のとおりであります。

(建設事業)
当第３四半期連結会計期間における建設事業におきましては、売上高は77,151千円となり、セグメント損失は10,129千円となりました。
・リフォーム・メンテナンス工事
当第３四半期連結会計期間におけるリフォーム・メンテナンス工事におきましては、売上高は23,445千円となり、セグメント損失は13,571千円となりました。当該業績に至った要因は、高松営業所に平成22年11月1名の人員を増員したものの即時大きな受注高へは反映されなかったこと、広島営業所においては休職者の復職が年内に達成されず営業力が低下していたため、第２四半期以降において業績が持ち直せなかったこと、これら営業力の空白の地域へ名古屋営業所の労力を投入したため、本来の名古屋営業所の営業力が活かせなかったことなどのマイナス要因が重なったことによるものであります。
・給排水管設備工事
当第３四半期連結会計期間における給排水管設備工事におきましては、売上高は53,706千円となり、セグメント利益は3,442千円となりました。当該業績に至った要因は、売上高の低下については大規模工事である更生工事の受注が競合他社との低価額競争により受注出来なかったことのためでありますが、一方、当該売上高の低下の補填を行うため、短期間で施工が完了し、かつ利益率の高い洗浄工事の売上高を獲得することによりセグメント利益を保持することが出来ました。
(不動産事業)
当第３四半期連結会計期間における不動産事業におきましては、新規分野の開拓に取り組んで参りましたが、仕入業務のための資力確保に難が生じたことに端を発し、事業の見直しをすることに至ったため、当第３四半期連結会計期間内において売上高の獲得に繋がる事業案件はありませんでした。従いまして、当第３四半期連結会計期間において当事業の売上高はありません。また当事業への営業費用の支出のため当第３四半期連結会計期間において4,906千円を支出しております。従いまして、セグメント損失が4,906千円となっております。
(投資事業)
当第３四半期連結会計期間における投資事業におきましては、売上高は3,494千円となり、セグメント利益は1,106千円となりました。当該業績に至った要因は、貸金業において不動産を担保とした貸出を行い利息収入を得ることが出来ましたが、不動産の評価、担保設定に係る諸費用を営業費用として計上したためであります。
(人工島建設事業)
人工島建設事業の事業遂行は当第３四半期連結会計年度末までにおいて停滞しており、内部調査委員会の調査内容を踏まえ引続き慎重に検討しております。事業再開の決断の過程においては、関係各所との調整及びそれに伴う当初の計画からの時間経過に伴う経済情勢の変化を踏まえた事業スキーム、収支計画、技術提携先の見直し等を改めて行う必要があると判断しております。
これらの状況により、当第３四半期連結会計期間においては当事業の売上高がございません（前年同四半期連結会計期間につきましても売上高ございません）。また、当事業への支出は依然として継続しており、当第３四半期連結会計期間において2,805千円を支出しております。従いまして、セグメント損失が2,805千円となっております。
（２）財政状態の分析
当第３四半期連結会計期間末の総資産は777,413千円となり、前連結会計年度末と比較して222,592千円の減少（前連結会計年度末比△22.3%）となりました。
(資産)
流動資産は、前連結会計年度末と比較して182,064千円の減少（前連結会計年度末比△31.1%）となり、403,727千円となりました。この主な要因は、現金預金が20,734千円増加、未成工事支出金が27,841千円減少、営業貸付金が135,853千円減少したことなどによるものであります。
固定資産は、前連結会計年度末と比較して40,528千円の減少（前連結会計年度末比△9.8%）となり、373,686千円となりました。この主な要因は、建物・構築物が17,057千円増加、差入保証金が55,693千円減少、投資有価証券が150,171千円減少、長期貸付金が178,383千円増加したことなどによるものであります。
(負債)
流動負債は、前連結会計年度末と比較して83,647千円の減少（前連結会計年度末比△19.7%）となり、341,344千円となりました。この主な要因は、支払手形・工事未払金等が30,022千円減少、未払金が21,529

千円増加、訴訟損失引当金が63,367千円減少したことなどによるものであります。
固定負債は、前連結会計年度末と比較して30,825千円の減少（前連結会計年度末比△7.9%）となり、360,855千円となりました。この主な要因は、長期預り金が21,000千円減少したことなどによるものであります。
(純資産)
純資産は、前連結会計年度末と比較して、108,118千円の減少（前連結会計年度末比△59.0%）となり、75,213千円となりました。この主な要因は、資本金が166,338千円増加、資本剰余金が625,028千円減少、利益剰余金が375,823千円増加、その他有価証券評価差額金が20,122千円減少したことなどによるものであります。
（３）キャッシュ・フローの状況の分析
当第３四半期連結会計期間における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前年同四半期連結会計期間と比較して231,048千円減少し、当第３四半期連結会計期間末は343,050千円（前年同四半期連結会計期間比25.1%）となりました。
(営業活動によるキャッシュ・フロー)
当第３四半期連結会計期間において営業活動の結果減少した資金は65,020千円（前年同四半期連結会計期間は230,036千円増加）となりました。
この主な要因は、税金等調整前四半期純損失が83,766千円、減価償却費が10,277千円、未払金及び未払費用の減少が22,145千円、預り金の増加が24,269千円、貸付金の回収が12,847千円したことなどによるものであります。
(投資活動によるキャッシュ・フロー)
当第３四半期連結会計期間において投資活動の結果増加した資金は10,508千円（前年同四半期連結会計期間は48,739千円減少）となりました。
この主な要因は、供託金の回収が10,000千円したことなどによるものであります。
(財務活動によるキャッシュ・フロー)
当第３四半期連結会計期間において財務活動の結果減少した資金は3,173千円（前年同四半期連結会計期間は7,933千円減少）となりました。
この主な要因は、長期借入金の返済による支出を2,759千円したことなどによるものであります。
（４）事業上及び財務上の対処すべき課題
当第３四半期連結会計期間において、事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。
（５）研究開発活動
該当事項はありません。
２．事業等のリスクに記載した重要事象等についての分析・検討内容及び当該重要事象等を解消し、または改善するための対応策
当社グループの経営陣は、当該状況を解消、改善すべく、以下のとおり対応してまいります。
(1) 営業損失の解消
当社グループの経営陣は、各セグメントの業績を向上させることにより営業損失の解消を進めて参ります。
(建設事業)
・リフォーム・メンテナンス工事
リフォーム・メンテナンス工事では、当社グループが建設した数千棟ある戸建て住宅のリフォーム工事、メンテナンス工事、防虫工事、また自然環境・エネルギー環境問題に対応するための既存設備の電化工事、太陽光発電システム設置工事等を中心に事業展開を図りつつ、当社の保有する顧客情報に資産価値を見出し、地方建設業者との業務連携を行うことで業績の向上を図ります。
・給排水管設備工事
給排水管設備工事では、工事期間が短く、また利益率の高い洗浄工事を中心に事業展開を行ったことにより、当連結累計期間において売上高が減少となったものの当期利益を計上することが出来ました。今後につきましては、大規模工事の受注では競合他社との競争による売上利益率の減少が見込まれるため、当社の保有する過去の顧客情報を再度見直し、定期保守点検を行うための巡回営業などアフター・メンテナンスへも注力して売上高の確保を図ります。
(不動産事業)

不動産事業では、土地・建物の不動産売買について国内・海外において継続して対象案件、パートナー業者へのアプローチ活動を行い、土地建物売買取引等の不動産案件に積極的に関与し、当該事業の全体的な売上高を向上させることに注力します。

(投資事業)

投資事業では、法人向け金銭消費貸借契約締結による利息、及び有価証券の売買による収入を売上高として計上しております。今後についても株式市場、経済動向を注視しながら投機を行い、売上高の向上を図ります。

(人工島建設事業)

人工島建設事業の事業遂行は当第３四半期連結会計年度末までにおいて停滞しており、内部調査委員会の調査内容を踏まえ引続き慎重に検討しております。事業再開の決断の過程においては、関係各所との調整及びそれに伴う当初の計画からの時間経過に伴う経済情勢の変化を踏まえた事業スキーム、収支計画、技術提携先の見直し等を改めて行う必要があると判断しております。

(2) 社会的信頼の回復

当社グループでは、前連結会計年度より引続き、さまざまなリスク要因に対応すべくコンプライアンスを超えた社会正義を標榜して、社内体制を確固たるものにし、社外関係先の皆さまからも見えるよう、毅然とした姿勢を示していきます。また、当社を被告とする訴訟の提起につきましては、弁護士・外部有識者等の協力を得て、調査・解明を徹底して行い、当社の正当性を主張していきます。これらの行為が当社のコンプライアンス体制をより一層充実させ、社会的信頼の回復を図ることが可能であると確信しています。

# 第３ 【設備の状況】

**(1) 主要な設備の状況**

当第３四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

**(2) 設備の新設、除却等の計画**

前四半期連結会計期間末に計画中であった重要な設備の新設、除却等について、重要な変更並びに重要な設備計画の完了はありません。

また、当第３四半期連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等の計画はありません。

# 第４ 【提出会社の状況】

## １ 【株式等の状況】

### (1) 【株式の総数等】

#### ① 【株式の総数】

| 種　　類 | 発行可能株式総数(株) |
|---|---|
| 普通株式 | 1,909,000,000 |
| 計 | 1,909,000,000 |

#### ② 【発行済株式】

| 種類 | 第３四半期会計期間末現在発行数(株)(平成22年12月31日) | 提出日現在発行数(株)(平成23年2月14日) | 上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名 | 内容 |
|---|---|---|---|---|
| 普通株式 | 638,465,997 | 638,465,997 | 大阪証券取引所（市場第二部） | 単元株式数は10株であります。 |
| 計 | 638,465,997 | 638,465,997 | ― | ― |

（注）提出日現在の発行数には、平成23年２月１日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

### (2) 【新株予約権等の状況】

① 平成16年６月21日定時株主総会決議

平成13年改正旧商法第280条ノ20条及び21の規定に基づき発行した新株予約権は次のとおりであります。

| | 第３四半期会計期間末現在(平成22年12月31日) |
|---|---|
| 新株予約権の数(個) | 50 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数 | ― |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 |
| 新株予約権の目的となる株式の数(株) | 500 |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | 2,450 |
| 新株予約権の行使期間 | 自 平成18年７月１日<br>至 平成23年６月30日 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) | 発行価格　　2,450<br>資本組入額　　1,225 |
| 新株予約権の行使の条件 | ①新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社および子会社の取締役、監査役、執行役員または従業員その他これに準ずる地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他これに準ずる正当な理由のある場合はこの限りではない。<br>②新株予約権の割当を受けた者が死亡した場合は、相続人がこれを行使できるものとする。<br>③その他の条件については、本株主総会および取締役会決議に基づき、当社と当社および子会社の対象取締役、監査役および従業員との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。 |
| 代用払込みに関する事項 | ― |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | ― |

（注）1. 新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整により生じる１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

2. 平成19年５月８日を効力発生日とする株式の併合に伴い、新株予約権の目的となる株式の数および新株予約権の行使時の払込金額の調整をしております。

②第９回乃至第18回新株予約権（平成20年２月12日取締役会決議）

会社法第236条､第238条及び第239条の規定に基づき､新株予約権を発行しております｡

| 第９回新株予約権 | 第３四半期会計期間末現在<br>(平成22年12月31日) |
|---|---|
| 新株予約権の数（個） | 83 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数 | ― |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 |
| 新株予約権の目的となる株式の数（株） | 922,222,220（注）９ |
| 新株予約権の行使時の払込金額（円） | ０．９（注）１２ |
| 新株予約権の行使期間 | 自 平成20年２月27日<br>至 平成23年２月27日 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円） | 発行価格　　０．９<br>資本組入額　（注）１４ |
| 新株予約権の行使の条件 | 各新株予約権の一部行使はできない｡ |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする｡ |
| 代用払込みに関する事項 | ― |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | （注）１７ |
| 本新株予約権の取得事由及び取得の条件 | （注）１７ |

| 第10回乃至第13回新株予約権 | 第３四半期会計期間末現在<br>(平成22年12月31日) |
|---|---|
| 新株予約権の数（個） | 400 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数 | ― |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 |
| 新株予約権の目的となる株式の数（株） | 4,444,444,440（注）９ |
| 新株予約権の行使時の払込金額（円） | ０．９（注）１２ |
| 新株予約権の行使期間 | 自 平成20年２月27日<br>至 平成23年２月27日 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円） | 発行価格　　０．９<br>資本組入額　（注）１４ |
| 新株予約権の行使の条件 | 各新株予約権の一部行使はできない｡ |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする｡ |
| 代用払込みに関する事項 | ― |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | （注）１７ |
| 本新株予約権の取得事由及び取得の条件 | （注）１７ |

| 第14回新株予約権 | 第３四半期会計期間末現在<br>(平成22年12月31日) |
|---|---|
| 新株予約権の数（個） | 69 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数 | ― |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 |
| 新株予約権の目的となる株式の数（株） | 766,666,660（注）９ |
| 新株予約権の行使時の払込金額（円） | ０．９（注）１２ |
| 新株予約権の行使期間 | 自 平成20年２月27日<br>至 平成23年２月27日 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円） | 発行価格　０．９<br>資本組入額　　（注）１４ |
| 新株予約権の行使の条件 | 各新株予約権の一部行使はできない｡ |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする｡ |
| 代用払込みに関する事項 | ― |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | （注）１７ |
| 本新株予約権の取得事由及び取得の条件 | （注）１７ |

| 第15回新株予約権 | 第３四半期会計期間末現在<br>(平成22年12月31日) |
|---|---|
| 新株予約権の数（個） | 72 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数 | ― |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 |
| 新株予約権の目的となる株式の数（株） | 800,000,000（注）９ |
| 新株予約権の行使時の払込金額（円） | ０．９（注）１２ |
| 新株予約権の行使期間 | 自 平成20年２月27日<br>至 平成23年２月27日 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円） | 発行価格　０．９<br>資本組入額　（注）１４ |
| 新株予約権の行使の条件 | 各新株予約権の一部行使はできない。 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。 |
| 代用払込みに関する事項 | ― |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | （注）１７ |
| 本新株予約権の取得事由及び取得の条件 | （注）１７ |

| 第16回新株予約権 | 第３四半期会計期間末現在<br>(平成22年12月31日) |
|---|---|
| 新株予約権の数（個） | 17 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数 | ― |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 |
| 新株予約権の目的となる株式の数（株） | 62,962,960（注）９ |
| 新株予約権の行使時の払込金額（円） | ２．７（注）１２ |
| 新株予約権の行使期間 | 自 平成20年２月27日<br>至 平成23年２月27日 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円） | 発行価格　２．７<br>資本組入額　（注）１４ |
| 新株予約権の行使の条件 | 各新株予約権の一部行使はできない。 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。 |
| 代用払込みに関する事項 | ― |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | （注）１７ |
| 本新株予約権の取得事由及び取得の条件 | （注）１７ |

| 第17回新株予約権 | 第３四半期会計期間末現在<br>(平成22年12月31日) |
|---|---|
| 新株予約権の数（個） | 49 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数 | ― |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 |
| 新株予約権の目的となる株式の数（株） | 181,481,480（注）９ |
| 新株予約権の行使時の払込金額（円） | ２．７（注）１２ |
| 新株予約権の行使期間 | 自 平成20年２月27日<br>至 平成23年２月27日 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円） | 発行価格　２．７<br>資本組入額　（注）１４ |
| 新株予約権の行使の条件 | 各新株予約権の一部行使はできない。 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。 |
| 代用払込みに関する事項 | ― |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | （注）１７ |
| 本新株予約権の取得事由及び取得の条件 | （注）１７ |

| 第18回新株予約権 | 第３四半期会計期間末現在<br>(平成22年12月31日) |
|---|---|
| 新株予約権の数（個） | 100 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数 | — |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 |
| 新株予約権の目的となる株式の数（株） | 370,370,370（注）９ |
| 新株予約権の行使時の払込金額（円） | ２．７（注）１２ |
| 新株予約権の行使期間 | 自 平成20年２月27日<br>至 平成23年２月27日 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円） | 発行価格　２．７<br>資本組入額　（注）１４ |
| 新株予約権の行使の条件 | 各新株予約権の一部行使はできない。 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。 |
| 代用払込みに関する事項 | — |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | （注）１７ |
| 本新株予約権の取得事由及び取得の条件 | （注）１７ |

（注）１ 第９回乃至第18回新株予約権（以下、個別に又は総称して「本新株予約権」という。）に共通する事項は次のとおりであります。

２ 本新株予約権は、企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第８項に規定する行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に該当します。

３ 本新株予約権の特質は以下の通りです。

① 本新株予約権の行使により交付される当社普通株式数は、行使価額の修正にともなって変動する仕組みとなっているため、修正開始日行使価額算定期間又は修正後行使価額算定期間（それぞれ（注）１２「行使価額の修正」に定義する。）に株価が下落し、修正後行使価額（（注）１２「行使価額の修正」に定義する。）が当初行使価額(135円)を下回った場合には、交付される株式数が増加いたします。

②本新株予約権の行使価額の修正基準及び修正頻度について
当社が行使価額修正の決定を行った回号の新株予約権の行使価額は、行使価額修正を決定した直前５連続取引日の㈱大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値×90%に修正され、修正開始後のの６ヶ月後の最終取引の翌日以降においては、決定日の翌日以降、決定日まで（当日を含む）５連続取引日の平均値×90%に修正されます。（（注）１２「行使価額の修正」に定義する。）

③行使価額等の下限等

(ⅰ)行使価額等の下限
１円
（行使価額の下限はありませんでしたが、平成23年１月24日付にて第７回乃至第18回新株予約権の発行要項を改定し、行使価額の下限を１円としました。）

(ⅱ)割当株式数の上限本新株予約権の目的となる株式数の上限はありません。

(ⅲ)資金調達額の下限
資金調達額の下限については、本新株予約権が、本新株予約権の目的となる株式数の上限の範囲を定めてないため、調達金額の総額は12,000,000,000円となります。なお、本新株予約権は、当社が行使価額修正の決定を行わない場合等において行使されない可能性があります。

④本新株予約権には、当社の決定により本新株予約権の全部の取得を可能とする旨の条項が付されております。（（注）１７「 自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄（１）を参照）。

４ 本新株予約権に表示された権利の行使に関する事項についての本新株予約権の所有者との間の取決めの内容
新株予約権の所有者は当社の指示がない限り新株予約権の権利行使はできません。
また、当社が新株予約権の所有者に対し、本新株予約権の権利行使を求めた場合には、新株予約権の所有者は権利行使をしなければなりません。

５ 当社の株券の売買に関する事項についての本新株予約権の所有者との間の取決め
当該取決めはありません。

６ その他投資者の保護を図るため必要な事項
当社は、割当先との間で、以下について合意しております。
割当先は、本新株予約権を第三者に譲渡する場合には、当社取締役会の決議による当社の承認を要するも

のとする。ただし、割当先が、本新株予約権の行使により交付された株式を第三者に譲渡することを妨げない。

７ 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額
金12,097,320,000円（1,200個）
本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が本新株予約権を取得した場合には、上記金額

は減少します。

８ 新株予約権の発行価額は１個あたり81,100円であります。

９　本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権１個の行使請求により当社が当社普通株式を交付する数（以下「交付株式数」という。） は、10,000,000円（以下「出資金額」という。） を行使価額（以下に定義する。）で除して得られる最大単元数とし、本新株予約権複数個の行使請求により当社が当社普通株式を交付する数は、行使請求の対象となった本新株予約権の数に出資金額を乗じた金額（以下「出資金総額」という。）を行使価額で除して得られる最大単元数とする（１単元未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。）。なお、本新株予約権の目的たる株式の総数の上限は、本新株予約権の総数に出資金額を乗じた金額を行使価額で除して得られる最大単元数となる。ただし、行使価額が修正または調整された場合は、本新株予約権の目的たる株式の総数は変更される。

１０ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

（１）本新株予約権１個の行使に際して出資される財産の価額は、（注）９に定める出資金額とする。なお、修 正開始日（以下に定義する。）後の包括行使請求または個別行使請求に基づく本新株予約権の行使に際し新株予約権１個につき出資される財産の価額もこれと同額とする。

（２）本新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算定するにあたり用いられる当社普通株式１株あたりの価額は（以下「行使価額」という。）は、当初135円とする。ただし、（注）１２「行使価額の修正」または（注）１３「行使価額の調整」に従い、修正または調整される。

１１ （注）１２行使価額の修正（２）につき、平成23年１月24日付にて第17回乃至第18回新株予約権の発行要項を改定いたしました。改定箇所は下線を付しております。

１２ 行使価額の修正

（１）当社は、平成20年２月27日以降、平成23年12月27日までの間、当社取締役会が資金調達のために必要と認めた場合には、修正日（行使価額修正の決定を行った日（以下、「行使価額修正決議日」という。）の６銀行営業日後の日をいい、以下「修正開始日」という。）以降、本要項に従って本新株予約権の行使価額が修正される旨を決定（以下「行使価額修正の決定」という。）することができ、この決定を行った場合には、当社は、行使価額修正の決定が行われたことおよび修正開始日を、行使価額修正決議日に、新株予約権原簿に記載された各新株予約権者に通知するものとする。

(改定前)

（２）行使価額修正の決定が行われた場合、行使価額は、修正開始日（当日を含む。） から、行使価額修正決議日の前銀行営業日まで（当日を含む。）の５連続取引日（ただし、終値（気配表示を含む。以下同じ。）のない日は除き、行使価額修正決議日の前銀行営業日が取引日でない場合には、行使価額修正決議日の前銀行営業日の直前の取引日までの５連続取引日とする。以下「修正開始日行使価額算定期間」という。）の株式会社大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値の90%に相当する金額（円位未満小数第２位まで算出し、その小数第２位を切り捨てる。） に、修正開始日の６ケ月後の最終取引日の翌日以後においては、<u>６ケ月毎の最終取引日（以下「決定日」という。）の翌日以降</u>、決定日まで（当日を含む。）の５連続取引日（ただし、終値のない日は除き、決定日が取引日でない場合には、決定日の直前の取引日までの５連続取引日とする。以下「修正後行使価額算定期間」という。）の株式会社大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値の90%に相当する金額（円位未満小数第２位まで算出し、その小数第２位を切り捨てる。）に、それぞれ修正される<u>。（新設） （</u>修正後の行使価額を以下「修正後行使価額」という。）。なお、修正開始日行使価額算定期間または修正後行使価額算定期間内に、行使価額の調整事由が生じた場合には、修正後行使価額は、本要項に従い当社が適当と判断する値に調整される。

(改定後)

（２）行使価額修正の決定が行われた場合、行使価額は、修正開始日（当日を含む。） から、行使価額修正決議日の前銀行営業日まで（当日を含む。）の５連続取引日（ただし、終値（気配表示を含む。以下同じ。）のない日は除き、行使価額修正決議日の前銀行営業日が取引日でない場合には、行使価額修正決議日の前銀行営業日の直前の取引日までの５連続取引日とする。以下「修正開始日行使価額算定期間」という。）の株式会社大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値の90%に相当する金額（円位未満小数第２位まで算出し、その小数第２位を切り捨てる。） に、修正開始日の６ケ月後の最終取引日の翌日以後においては、<u>決定日の翌日以降</u>、決定日まで（当日を含む。）の５連続取引日（ただし、終値のない日は除き、決定日が取引日でない場合には、決定日の直前の取引日までの５連続取引日とする。以下「修正後行使価額算定期間」という。）の株式会社大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値の90%に相当する金額（円位未満小数第２位まで算出し、その小数第２位を切り捨てる。）に、それぞれ修正される（修正後の行使価額を以下「修正後行使価額」という。）。<u>但し、算出の結果、修正後行使価額が１円未満となる場合は、修正後行使価額は１円とする。）</u>。なお、修正開始日行使価額算定期間または修正後行使価額算定期間内に、第９項第(2)号乃至第(4)号で定める行使価額の調整事由が生じた場合には、修正後行使価額は、本要項に従い当社が適当と判断する値に調整される。

（３）本項（１）および（２）号により行使価額の修正を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨、修正前の行使価額、修正後行使価額およびその適用の日その他必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権者に通知する。

１３ 行使価額の調整

当社は、本新株予約権の発行後、当社普通株式数に変更を生じる場合または変更を生ずる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{新規発行(処分)株式数} \times 1\text{株あたりの払込金額}}{\text{新規発行(処分)前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行(処分)株式数}}$$

１４ 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第40条の定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

１５ 新株予約権の行使請求及び払込の方法

（１）行使価額修正の決定が行われない場合において行使請求を行うときは、新株予約権者は、平成23年２月27日まで（当日を含む。）に、本項（５）および（６）に定める行使請求を完了するものとする。

（２）行使価額修正の決定が行われた場合において、修正後行使価額が適用される前の行使価額（以下「修正前行使価額」という。）に基づき行使請求を行うときは、新株予約権者は、修正開始日の前銀行営業日まで（当日を含む。）に本項（５）および（６）に定める行使請求手続を完了するものとする。

（３）行使価額修正の決定が行われた場合において、修正後行使価額に基づき行使請求を行うときは、新株予約権者は、包括行使請求書提出期間内に行使請求書を提出することにより、各本新株予約権につき、注８ 「新株予約権の行使の条件」（１）に定める条件が成就した場合に効力を生じる行使請求として、出資金額を本新株予約権１個あたりの行使に際して出資される財産の価額とし、権利行使最終期日において有効な交付株式数を本新株予約権１個あたりの交付株式数として株式の交付を受けることを意図する行使請求（以下「包括行使請求」という。）の手続きを、本項（５）に従い、権利行使最終期日を行使日として行いかつ出資金総額の払込を行うものとする。

（４）本項（３）に従い出資金総額が払い込まれた本新株予約権については、新株予約権者は、当該本新株予約権に係る包括行使請求の行使日を待たずに、個別行使可能期間内において、いつでも、個別行使請求（以下に定義する。）を行うことができる。ここで「個別行使請求」とは、当該各本新株予約権について、出資金額を本新株予約権１個あたりの行使に際して出資される財産の価額とし、各個別行使請求の時点において有効な交付株式数を本新株予約権１個あたりの交付株式数として株式の交付を受けることを意図する行使請求とし、個別行使請求の効力は、本項（５）および（６）に定める行使請求手続が完了したときに生じるものとする。この場合、効力を生じた個別行使請求に対応する本新株予約権に係る包括行使請求は（注）１６「新株予約権の行使の条件」欄２(1)に定める包括行使請求に付された条件の不成就の確定により効力が発生しないこととなる。

（５）本新株予約権の行使請求を行う場合には、新株予約権者は、修正前行使価額に基づく行使請求（行使価額修正の決定が行われない場合の行使請求を含む。）、包括行使請求および個別行使請求の各場合に応じて、当社が定める様式による行使請求書（以下「行使請求書」という。）に必要事項を記入し、記名捺印の上、当社が定める行使請求受付場所に提出するものとする。

（６）本項（５）の行使請求書の提出に加えて、出資金総額を現金にて当社の指定する口座（以下「指定口座」という。）に払い込むものとする。

（７）各個別行使請求がなされることにより包括行使請求の一部もしくは全部の効力が発生しない場合を除き、本項に従い行使請求を行った者は、その後これを撤回することはできない。

（８）各個別行使請求がなされることにより包括行使請求の一部もしくは全部の効力が発生しない場合を除き、本項に従い行使請求を行った者は、その後これを撤回することはできない。

１６ 新株予約権の行使の条件

１ 各本新株予約権の行使にあたっては、一部行使はできないものとする。

２（１）包括行使請求には、その対象となる各本新株予約権につき、権利行使最終期日の前銀行営業日までに、個別行使請求がなされず、本項４（１）に定めるいずれの事由も発生せず、注（１７）「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄（１）、（２）または（４）に定めるいずれの取得も行われず、かつ本新株予約権が消滅していない場合に効力を生じる旨の条件を付すものとする。

（２）包括行使請求を行う新株予約権の個数については、新株予約権者の任意の選択によるものとし、新株予約権者は、包括行使請求を行う場合、出資金額に包括行使請求に基づき権利行使を希望する本新株予約権の個数を乗じた金額を、包括行使請求書提出期間内に、現金にて当社が定める払込取扱場所の指定口座に払い込むものとする。

（３）権利行使最終期日の前銀行営業日に本項２（１）に定める包括行使請求に付された条件が成就した場合には、包括行使請求がなされた際に払い込まれた金銭は、権利行使最終期日において、当該包括行使請求の対象となる本新株予約権の出資金額に係る払込金として確定する。

（４）包括行使請求書提出期間内に、新株予約権者が包括行使にかかる行使請求書を提出しなかった場合には、新株予約権者は、当該包括行使にかかる行使請求書を提出しなかった本新株予約権につき、

以後包括行使請求その他の一切の行使請求を行うことができないものとする。
3（1）（注）18「新株予約権行使の効力発生時期等」欄（1）に従い、個別行使請求の効力が生じた場合には、当該個別行使請求に対応する個数の本新株予約権に係る包括行使請求は効力が発生しないことが確定し、当社は新株予約権者に対し、当該効力が発生しないことが確定した包括行使請求に係る本新株予約権の個数に出資金額を乗じた金額を速やかに返還するものとする。
（2）新株予約権者は、かかる個別行使請求の効力発生以後、権利行使最終期日の前銀行営業日に至るまで、包括行使請求に係る行使請求書が提出された本新株予約権の総数から当該個別行使請求が行われた本新株予約権の個数を控除した残数の本新株予約権に限り、引き続き、個別行使請求を行うことができ、その後もまた同様とする。
4（1）以下の（ⅰ）乃至（ⅲ）のいずれかの事由が生じた場合には、新株予約権者は、残存する本新株予約権全部につき、以後その行使請求を行うことができないものとする。なお、以下の(ⅰ)乃至(ⅲ)のいずれかの事由が生じた場合には、当社は速やかに新株予約権原簿に記載された各新株予約権者に通知する。
（ⅰ）当社が支払の停止に至った場合または当社につき破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始もしくはこれらに準じる法的清算・再建手続の申立がなされた場合もしくは裁判所もしくは監督官庁によりかかる手続開始の前提行為が行われた場合。
（ⅱ）当社が手形交換所の取引停止処分を受けた場合。
（ⅲ）当社の重要な財産が差し押さえられた場合。
（2）本項（1）のいずれかの事由が生じた場合において、包括行使請求に基づく出資金額が払い込まれていたときは、包括行使請求は、当該事由発生時において残存する本新株予約権につき効力が発生しないことが確定し、当社は新株予約権者に対し、当該事由発生後遅滞なく、残存する本新株予約権の個数に出資金額を乗じた金額を包括行使請求に基づく出資金額の返還として支払うものとする。

１７ 自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件
（1）当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する日（当該取締役会後２か月を超えない日に定められるものとする。）を別に定めた場合には、当該取得日において、残存する本新株予約権の全部または一部を取得する。当社が本新株予約権の一部を取得する場合、抽選により、取得する本新株予約権を決定するものとする。当社は、本新株予約権を取得するのと引換えに、当該本新株予約権の新株予約権者に対して、本新株予約権１個あたり81,100円を交付する。
（2）当社は、当社が消滅会社となる合併、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以下「組織再編行為」という。）につき当社株主総会（株主総会の決議を要しない場合は、取締役会）で承認決議した場合、当該組織再編行為の効力発生日以前に、当社が本新株予約権を取得するのと引換えに当該本新株予約権の新株予約権者に対して本新株予約権１個あたり81,100円を交付して、残存する本新株予約権の全部を取得する。
（3）当社は、当社が本新株予約権の発行後平成23年２月27日まで（当日を含む。）の間に行使価額修正の決定を行わない場合、平成23年２月27日の翌銀行営業日に、無償にて残存する本新株予約権の全部を取得する。
（4）本項（1）または（2）により本新株予約権を取得する場合には、当社は、当社取締役会で定める取得日の２週間前までに、当該取得日を、新株予約権原簿に記載された本新株予約権の新株予約権者（本新株予約権の一部を取得する場合は、当社取締役会が決定した本新株予約権の新株予約権者）に通知する。
（5）本項（1）、（2）または（3）により本新株予約権を取得する場合において、包括行使請求に基づく出資金額が払い込まれていたときは、当社は新株予約権者に対し、当該取得事由発生後遅滞なく、取得される本新株予約権の個数に出資金額を乗じた金額を包括行使請求に基づく出資金額の返還として支払うものとする。

１８ 新株予約権行使の効力発生時期等
（1）本新株予約権の行使請求の効力は、（注）１５「新株予約権の行使請求及び払込の方法」欄（5）の行使請求書が行使請求受付場所に到達し、かつ、（6）の出資金総額が指定口座に入金された場合において、本新株予約権を行使する日として当該行使請求書に記載された日（当該行使請求書が行使請求受付場所に到達した日または本新株予約権の行使に際して出資される出資金の指定口座への入金が行われた日のいずれかが、かかる行使請求書に記載された日の翌日以降である場合を除く。）に発生する。ただし、包括行使請求に基づく行使の効力は、（注）１５「新株予約権の行使請求及び払込の方法」欄（5）の行使請求書が行使請求受付場所に到達し、かつ、（6）の出資金総額が指定口座に入金された場合において、本新株予約権を行使する日として当該行使請求書に記載された日（当該行使請求書が行使請求受付場所に到達した日または本新株予約権の行使に際して出資される出資金の指定口座への入金されることに加え、権利行使最終期日の前銀行営業日までに、個別行使請求がなされず、（注）１６「新株予約権の行使の条件」欄４（1）に定めるいずれの事由も発生せず、（注）１７「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄（1）、（2）または（4）に定めるいずれの取得も行われず、かつ本新株予約権が消滅していない場合に権利行使最終期日において生じるものと

する。
（２）当社は、本新株予約権の行使請求の効力が発生した日以後遅滞なく株券を交付する。ただし、単元未満株式については株券を発行しない。
１９ 単元株式数の定めの廃止等に伴う取扱い
当社が単元株式数の定めを廃止する場合等、本新株予約権の要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
２０ 第10回乃至第13回新株予約権は会社法第236条第１項各号に掲げる事項につき、全て同一のものであるため合計数を記載しております。
２１ 平成23年１月31日付にて、（注）１２ 行使価額の修正（２）に規定された行使価額の修正事項の適用により、第18回新株予約権の行使価額を修正し、その価額は１円となっております。

第19回新株予約権（平成20年６月27日定時株主総会決議）

| | 第３四半期会計期間末現在<br>(平成22年12月31日) |
|---|---|
| 新株予約権の数(個) | 38,600 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数 | ― |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 |
| 新株予約権の目的となる株式の数(株) | 3,860,000（注１） |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | 18（注２） |
| 新株予約権の行使期間 | 自 平成22年７月１日<br>至 平成25年６月30日 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) | 発行価格　18<br>資本組入額　9 |
| 新株予約権の行使の条件 | （注３） |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | （注４） |
| 代用払込みに関する事項 | ― |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | ― |

（注１）新株予約権発行日以降、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し（１株未満の端数は切捨て）、新株予約権の目的たる株式の総数は、調整後付与株式数に当該時点で行使又は消却されていない新株予約権の総数を乗じた数とする。

調整後付与株式数 ＝ 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

また、発行日後、当社が資本の減少、合併又は会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本の減少、合併又は会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で付与株式数を調整し、新株予約権の目的たる株式の総数は、調整後付与株式数に当該時点で行使又は消却されていない新株予約権の総数を乗じた数とする。

（注２）新株予約権発行日以降、以下の事由が生じた場合は、払込価額を調整します。

①当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合には、次の算式により払込価額を調整し、調整の結果生じる１円未満の端数は、これを切り上げる。

調整後払込価額 ＝ 調整前払込価額 × １／分割・併合の比率

②当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式を発行又は自己株式を処分する場合は、次の算式により払込価額を調整し、調整により生じる１円未満の端数は、これを切り上げる。ただし、新株予約権の行使の場合は、行使価額の調整は行わない。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{新規発行(処分)株式数} \times \text{１株あたりの払込金額}}{\text{新規発行(処分)前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行(処分)株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

③当社が資本の減少、合併又は会社分割を行う場合等、払込価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本減少、合併又は会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で払込価額を調整するものとする。

（注３）新株予約権の行使の条件に関する事項は次のとおりであります。

①１個の新株予約権につき一部行使はできない。

②対象者のうち、当社及びグループ会社の従業員、取締役である新株予約権者は、従業員または取締役の地位を失った後も２年間かつ行使期間内において、新株予約権を行使することができる。ただし、自己都合による退職（退任）または解雇（解任）により、その地位を失った場合は、新株予約権は即時失効する。なお、対象者のうち、その他顧問等当社の業績に貢献した者に関しては、失効条件は適用されない。

（注４）新株予約権の譲渡はできないものとする。

### (3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

| 第９回新株予約権 | 第２四半期会計期間<br>(平成22年７月１日から<br>平成22年９月30日まで) | 第３四半期会計期間<br>(平成22年10月１日から<br>平成22年12月31日まで) |
|---|---|---|
| 当該四半期会計期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数（個） | ― | ― |
| 当該四半期会計期間の権利行使に係る交付株式数（株） | ― | ― |
| 当該四半期会計期間の権利行使に係る平均行使価額等（円） | ― | ― |
| 当該四半期会計期間の権利行使に係る資金調達額（円） | ― | ― |
| 当該四半期会計期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計（個） | 17 | 17 |
| 当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数（株） | 141,666,660 | 141,666,660 |
| 当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等（円） | 1.20 | 1.20 |
| 当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額（円） | 170,000,000 | 170,000,000 |

| 第10回新株予約権 | 第２四半期会計期間<br>(平成22年７月１日から<br>平成22年９月30日まで) | 第３四半期会計期間<br>(平成22年10月１日から<br>平成22年12月31日まで) |
|---|---|---|
| 当該四半期会計期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数（個） | ― | ― |
| 当該四半期会計期間の権利行使に係る交付株式数（株） | ― | ― |
| 当該四半期会計期間の権利行使に係る平均行使価額等（円） | ― | ― |
| 当該四半期会計期間の権利行使に係る資金調達額（円） | ― | ― |
| 当該四半期会計期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計（個） | ― | ― |
| 当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数（株） | ― | ― |
| 当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等（円） | ― | ― |
| 当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額（円） | ― | ― |

| 第11回新株予約権 | 第２四半期会計期間<br>(平成22年７月１日から<br>平成22年９月30日まで) | 第３四半期会計期間<br>(平成22年10月１日から<br>平成22年12月31日まで) |
|---|---|---|
| 当該四半期会計期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数（個） | ― | ― |
| 当該四半期会計期間の権利行使に係る交付株式数（株） | ― | ― |
| 当該四半期会計期間の権利行使に係る平均行使価額等（円） | ― | ― |
| 当該四半期会計期間の権利行使に係る資金調達額（円） | ― | ― |
| 当該四半期会計期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計（個） | ― | ― |
| 当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数（株） | ― | ― |
| 当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等（円） | ― | ― |
| 当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額（円） | ― | ― |

| 第12回新株予約権 | 第２四半期会計期間<br>(平成22年７月１日から<br>平成22年９月30日まで) | 第３四半期会計期間<br>(平成22年10月１日から<br>平成22年12月31日まで) |
|---|---|---|
| 当該四半期会計期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数（個） | ― | ― |
| 当該四半期会計期間の権利行使に係る交付株式数（株） | ― | ― |
| 当該四半期会計期間の権利行使に係る平均行使価額等（円） | ― | ― |
| 当該四半期会計期間の権利行使に係る資金調達額（円） | ― | ― |
| 当該四半期会計期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計（個） | ― | ― |
| 当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数（株） | ― | ― |
| 当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等（円） | ― | ― |
| 当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額（円） | ― | ― |

| 第13回新株予約権 | 第２四半期会計期間<br>(平成22年７月１日から<br>平成22年９月30日まで) | 第３四半期会計期間<br>(平成22年10月１日から<br>平成22年12月31日まで) |
|---|---|---|
| 当該四半期会計期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数（個） | ― | ― |
| 当該四半期会計期間の権利行使に係る交付株式数（株） | ― | ― |
| 当該四半期会計期間の権利行使に係る平均行使価額等（円） | ― | ― |
| 当該四半期会計期間の権利行使に係る資金調達額（円） | ― | ― |
| 当該四半期会計期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計（個） | ― | ― |
| 当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数（株） | ― | ― |
| 当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等（円） | ― | ― |
| 当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額（円） | ― | ― |

| 第14回新株予約権 | 第２四半期会計期間<br>(平成22年７月１日から<br>平成22年９月30日まで) | 第３四半期会計期間<br>(平成22年10月１日から<br>平成22年12月31日まで) |
|---|---|---|
| 当該四半期会計期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数（個） | ― | ― |
| 当該四半期会計期間の権利行使に係る交付株式数（株） | ― | ― |
| 当該四半期会計期間の権利行使に係る平均行使価額等（円） | ― | ― |
| 当該四半期会計期間の権利行使に係る資金調達額（円） | ― | ― |
| 当該四半期会計期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計（個） | ― | ― |
| 当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数（株） | ― | ― |
| 当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等（円） | ― | ― |
| 当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額（円） | ― | ― |

| 第15回新株予約権 | 第２四半期会計期間<br>(平成22年７月１日から<br>平成22年９月30日まで) | 第３四半期会計期間<br>(平成22年10月１日から<br>平成22年12月31日まで) |
|---|---|---|
| 当該四半期会計期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数（個） | 16 | ― |
| 当該四半期会計期間の権利行使に係る交付株式数（株） | 161,111,110 | ― |
| 当該四半期会計期間の権利行使に係る平均行使価額等（円） | 1.05 | ― |
| 当該四半期会計期間の権利行使に係る資金調達額（円） | 160,000,000 | ― |
| 当該四半期会計期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計（個） | 16 | 16 |
| 当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数（株） | 160,000,000 | 160,000,000 |
| 当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等（円） | 1.05 | 1.05 |
| 当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額（円） | 160,000,000 | 160,000,000 |

| 第16回新株予約権 | 第２四半期会計期間<br>(平成22年７月１日から<br>平成22年９月30日まで) | 第３四半期会計期間<br>(平成22年10月１日から<br>平成22年12月31日まで) |
|---|---|---|
| 当該四半期会計期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数（個） | ― | ― |
| 当該四半期会計期間の権利行使に係る交付株式数（株） | ― | ― |
| 当該四半期会計期間の権利行使に係る平均行使価額等（円） | ― | ― |
| 当該四半期会計期間の権利行使に係る資金調達額（円） | ― | ― |
| 当該四半期会計期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計（個） | ― | ― |
| 当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数（株） | ― | ― |
| 当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等（円） | ― | ― |
| 当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額（円） | ― | ― |

| 第17回新株予約権 | 第２四半期会計期間<br>(平成22年７月１日から<br>平成22年９月30日まで) | 第３四半期会計期間<br>(平成22年10月１日から<br>平成22年12月31日まで) |
|---|---|---|
| 当該四半期会計期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数（個） | ― | ― |
| 当該四半期会計期間の権利行使に係る交付株式数（株） | ― | ― |
| 当該四半期会計期間の権利行使に係る平均行使価額等（円） | ― | ― |
| 当該四半期会計期間の権利行使に係る資金調達額（円） | ― | ― |
| 当該四半期会計期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計（個） | ― | ― |
| 当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数（株） | ― | ― |
| 当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等（円） | ― | ― |
| 当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額（円） | ― | ― |

| 第18回新株予約権 | 第２四半期会計期間<br>(平成22年７月１日から<br>平成22年９月30日まで) | 第３四半期会計期間<br>(平成22年10月１日から<br>平成22年12月31日まで) |
|---|---|---|
| 当該四半期会計期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数（個） | ― | ― |
| 当該四半期会計期間の権利行使に係る交付株式数（株） | ― | ― |
| 当該四半期会計期間の権利行使に係る平均行使価額等（円） | ― | ― |
| 当該四半期会計期間の権利行使に係る資金調達額（円） | ― | ― |
| 当該四半期会計期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計（個） | ― | ― |
| 当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数（株） | ― | ― |
| 当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等（円） | ― | ― |
| 当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額（円） | ― | ― |

#### (4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

#### (5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

| 年月日 | 発行済株式総数増減数(千株) | 発行済株式総数残高(千株) | 資本金増減額(百万円) | 資本金残高(百万円) | 資本準備金増減額(百万円) | 資本準備金残高(百万円) |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 平成22年10月１日～平成22年12月31日 | ― | 638,465 | ― | 6,463 | ― | 166 |

(注) 平成23年１月１日以降、本四半期報告書提出日までの間において、発行済株式総数、資本金及び資本準備金が新株予約権の行使により以下のとおり増加しております。

| 年月日 | 発行済株式総数増減数(千株) | 発行済株式総数残高(千株) | 資本金増減額(百万円) | 資本金残高(百万円) | 資本準備金増減額(百万円) | 資本準備金残高(百万円) |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 平成23年１月１日～平成23年２月14日 | 700,000 | 1,338,465 | 352 | 6,815 | 352 | 519 |

(6) 【大株主の状況】

当第３四半期会計期間において、当社はGolden Loadstar Co., Limitedから平成22年12月15日付で関東財務局長に提出された大量保有報告書の変更報告書により、平成22年12月９日現在で以下の株式を所有している旨の報告を受けておりますが、当社として当第３四半期会計期間末における実質所有株式数の確認が出来ておりません。

なお、大量保有報告書の内容は以下のとおりであります。

(平成22年12月15日付大量保有報告書の変更報告書記載内容)

| 氏名又は名称 | 住所 | 保有株券等の数(千株) | 株券等保有割合(%) |
|---|---|---|---|
| Golden Loadstar Co., Limited | Suite802,8/F,Tower1,TheGateway,HarbourCity,<br>Kowloon,Hong Kong | 38,527 | 6.03% |

当第３四半期会計期間において、当社は株式会社メディアマークスから平成22年11月29日付で関東財務局長に提出された大量保有報告書の変更報告書により、平成22年11月22日現在で以下の株式を所有している旨の報告を受けておりますが、当社として当第３四半期会計期間末における実質所有株式数の確認が出来ておりません。

なお、大量保有報告書の内容は以下のとおりであります。

(平成22年11月29日付大量保有報告書の変更報告書記載内容)

| 氏名又は名称 | 住所 | 保有株券等の数(千株) | 株券等保有割合(%) |
|---|---|---|---|
| 株式会社メディアマークス | 東京都港区赤坂２丁目19番４号 | 24,749 | 3.88% |

当第３四半期会計期間において、ベンチマーク合同会社から平成22年11月25日付で関東財務局長に提出された大量保有報告書の変更報告書により、平成22年11月18日現在で以下の株式を所有している旨の報告を受けておりますが、当社として当第３四半期会計期間末における実質所有株式数の確認が出来ておりません。

なお、大量保有報告書の内容は以下のとおりであります。

(平成22年11月25日付大量保有報告書の変更報告書記載内容)

| 氏名又は名称 | 住所 | 保有株券等の数(千株) | 株券等保有割合(%) |
|---|---|---|---|
| ベンチマーク合同会社 | 東京都渋谷区桜丘町21番７号<br>ライブリー渋谷桜丘401号室 | 6,000 | 0.93% |

(注) １．株券等保割合について、保有潜在株式の数は含めておりません。

(注) ２．平成23年２月９日付で関東財務局長に提出された大量保有報告書の変更報告書により、平成23年２月９日現在で以下の株式を所有している旨の報告を受けております。

| 氏名又は名称 | 住所 | 保有株券等の数(千株) | 株券等保有割合(%) |
|---|---|---|---|
| ベンチマーク合同会社 | 東京都渋谷区桜丘町21番７号<br>ライブリー渋谷桜丘401号室 | 140,000 | 16.69% |

(注) ３．株券等保割合について、保有潜在株式の数は含めておりません。

(7) 【議決権の状況】

当第３四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(平成22年９月30日)に基づく株主名簿による記載をしております。

① 【発行済株式】

平成22年９月30日現在

| 区分 | 株式数(株) | 議決権の数(個) | 内容 |
|---|---|---|---|
| 無議決権株式 | ― | ― | ― |
| 議決権制限株式(自己株式等) | ― | ― | ― |
| 議決権制限株式(その他) | ― | ― | ― |
| 完全議決権株式(自己株式等) | (自己保有株式)<br>普通株式 340 | ― | ― |
| 完全議決権株式(その他) | 普通株式638,465,310 | 63,846,531 | ― |
| 単元未満株式 | 普通株式 347 | ― | １単元（10株）未満の株式 |
| 発行済株式総数 | 638,465,997 | ― | ― |
| 総株主の議決権 | ― | 63,846,531 | ― |

(注) １ 「完全議決権株式（自己株式等）」欄は、全て当社保有の自己株式であります。
２ 「完全議決権株式（その他）」欄には、証券保管振替機構名義の株式が4,970株（議決権497個）含まれております。

② 【自己株式等】

平成22年９月30日現在

| 所有者の氏名又は名称 | 所有者の住所 | 自己名義所有株式数(株) | 他人名義所有株式数(株) | 所有株式数の合計(株) | 発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%) |
|---|---|---|---|---|---|
| (自己保有株式)<br>クレアホールディングス株式会社 | 東京都港区赤坂８丁目５番28号 アクシア青山 | 340 | ― | 340 | 0.00 |
| 計 | ― | 340 | ― | 340 | 0.00 |

## ２ 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

| 月別 | 平成22年<br>４月 | ５月 | ６月 | ７月 | ８月 | ９月 | 10月 | 11月 | 12月 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 最高(円) | 4 | 4 | 4 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 |
| 最低(円) | 2 | 2 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |

(注) 最高・最低株価は、大阪証券取引所市場第二部におけるものであります。

## ３ 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、本四半期報告書提出日までの役員の異動は、次のとおりであります。

### (1) 新任役員

| 役名 | 職名 | 氏名 | 生年月日 | 略歴 | | 任期 | 所有株式数(千株) | 就任年月日 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 常勤社外監査役 | ― | 川端 英文 | 昭和24年６月12日 | 昭和47年４月<br>昭和53年８月<br>平成22年６月 | 多湖道直税務事務所 入所<br>川端税務会計事務所 開設<br>当社監査役(現任) | (注２) | ― | 平成22年６月30日 |
| 社外監査役 | ― | 笹本 秀文 | 昭和27年９月25日 | 昭和52年４月<br>昭和58年１月<br>平成22年６月 | 山本公認会計事務所 入所<br>笹本会計事務所 開設<br>当社監査役(現任) | (注３) | ― | 平成22年６月30日 |

(注１)監査役川端英文氏と笹本秀文氏は、会社法第２条第16号に定める社外監査役であります。
(注２)川端英文氏の任期は、就任から平成23年３月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
(注３)笹本秀文氏の任期は、就任から平成24年３月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

### (2) 退任役員

| 役名 | 職名 | 氏名 | 退任年月日 |
|---|---|---|---|
| 常勤社外監査役 | ― | 三田　徹 | 平成22年６月30日 |
| 社外監査役 | ― | 小林　馨 | 平成22年６月30日 |
| 取締役 | ― | 友田 純子 | 平成22年６月30日 |
| 社外取締役 | ― | Leonid A .MOSTOVY | 平成22年６月30日 |

### (3) 役職の異動

該当事項はありません。

# 第５ 【経理の状況】

## １．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。)及び「建設業法施行規則」(昭和24年建設省令第14号)に基づいて作成しております。

なお、前第３四半期連結会計期間(平成21年10月１日から平成21年12月31日まで)及び前第３四半期連結累計期間(平成21年４月１日から平成21年12月31日まで)は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第３四半期連結会計期間(平成22年10月1日から平成22年12月31日まで)及び当第３四半期連結累計期間(平成22年４月１日から平成22年12月31日まで)は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

## ２．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、前第３四半期連結会計期間(平成21年10月１日から平成21年12月31日まで)及び前第３四半期連結累計期間(平成21年４月１日から平成21年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表については、監査法人ブレインワークにより四半期レビューを受け、当第３四半期連結会計期間(平成22年10月１日から平成22年12月31日まで)及び当第３四半期連結累計期間(平成22年４月１日から平成22年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表については、監査法人ワールドリンクスにより四半期レビューを受けております。

なお、当社の監査法人は次のとおり交代しております。

第46期第３四半期連結会計期間及び第３四半期連結累計期間 監査法人ブレインワーク

第47期第３四半期連結会計期間及び第３四半期連結累計期間 監査法人ワールドリンクス

# 1【四半期連結財務諸表】

## (1)【四半期連結貸借対照表】

（単位：千円）

| | 当第３四半期連結会計期間末<br>(平成22年12月31日) | 前連結会計年度末に係る<br>要約連結貸借対照表<br>(平成22年３月31日) |
|---|---|---|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| 現金預金 | 343,050 | 322,315 |
| 受取手形及び売掛金 | 1,254 | 1,445 |
| 完成工事未収入金 | 21,163 | 29,402 |
| 営業貸付金 | 24,996 | 160,850 |
| 販売用不動産 | 0 | 0 |
| 未成工事支出金 | 3,085 | 30,926 |
| その他 | 10,574 | 41,095 |
| 貸倒引当金 | △397 | △244 |
| 流動資産合計 | 403,727 | 585,791 |
| 固定資産 | | |
| 有形固定資産 | | |
| 建物・構築物 | 55,263 | 38,205 |
| 減価償却累計額 | △6,488 | △2,730 |
| 機械及び装置 | 6,789 | 6,789 |
| 減価償却累計額 | △6,789 | △6,789 |
| 車両運搬具 | 22,463 | 14,224 |
| 減価償却累計額 | △11,110 | △6,427 |
| 工具器具・備品 | 21,340 | 19,399 |
| 減価償却累計額 | △18,247 | △17,071 |
| 有形固定資産計 | 63,220 | 45,600 |
| 無形固定資産 | | |
| ソフトウエア | 714 | 1,123 |
| その他 | 11,500 | 11,500 |
| 無形固定資産計 | 12,214 | 12,623 |
| 投資その他の資産 | | |
| 投資有価証券 | ― | 150,173 |
| 長期貸付金 | 189,055 | 10,671 |
| 破産更生債権等 | 2,091,184 | 2,095,176 |
| 差入保証金 | ― | 59,521 |
| 機械及び装置 | 50,000 | 50,000 |
| 減価償却累計額 | △19,219 | △5,212 |
| 船舶 | 19,047 | 19,047 |
| その他 | 10,166 | 6,287 |
| 貸倒引当金 | △2,041,984 | △2,029,675 |
| 投資その他の資産計 | 298,250 | 355,990 |
| 固定資産合計 | 373,686 | 414,214 |
| 資産合計 | 777,413 | 1,000,005 |

（単位：千円）

| | 当第３四半期連結会計期間末<br>(平成22年12月31日) | 前連結会計年度末に係る<br>要約連結貸借対照表<br>(平成22年３月31日) |
|---|---|---|
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 支払手形・工事未払金等 | 28,585 | 58,607 |
| 1年内返済予定の長期借入金 | 4,910 | 10,466 |
| 訴訟損失引当金 | ― | 63,367 |
| 未払金 | 254,807 | 233,277 |
| 未払法人税等 | 3,643 | 11,581 |
| その他 | 49,399 | 47,692 |
| 流動負債合計 | 341,344 | 424,992 |
| 固定負債 | | |
| 長期借入金 | 4,680 | 8,201 |
| 退職給付引当金 | 2,962 | 2,193 |
| 訴訟損失引当金 | 291,168 | 282,442 |
| 完成工事補償引当金 | 39,953 | 41,999 |
| 繰延税金負債 | ― | 13,753 |
| その他 | 22,090 | 43,090 |
| 固定負債合計 | 360,855 | 391,680 |
| 負債合計 | 702,199 | 816,673 |
| 純資産の部 | | |
| 株主資本 | | |
| 資本金 | 6,463,079 | 6,296,740 |
| 資本剰余金 | 166,338 | 791,366 |
| 利益剰余金 | △6,623,257 | △6,999,080 |
| 自己株式 | △4,742 | △4,742 |
| 株主資本合計 | 1,417 | 84,284 |
| 評価・換算差額等 | | |
| その他有価証券評価差額金 | ― | 20,122 |
| 評価・換算差額等合計 | ― | 20,122 |
| 新株予約権 | 73,796 | 78,925 |
| 純資産合計 | 75,213 | 183,332 |
| 負債純資産合計 | 777,413 | 1,000,005 |

(2)【四半期連結損益計算書】
【第３四半期連結累計期間】

（単位：千円）

| | 前第３四半期連結累計期間<br>(自 平成21年４月１日<br>至 平成21年12月31日) | 当第３四半期連結累計期間<br>(自 平成22年４月１日<br>至 平成22年12月31日) |
|---|---|---|
| 売上高 | 363,449 | 326,284 |
| 売上原価 | 335,926 | 213,649 |
| 売上総利益 | 27,522 | 112,634 |
| 販売費及び一般管理費 | ※1 657,077 | ※1 430,070 |
| 営業損失（△） | △629,555 | △317,435 |
| 営業外収益 | | |
| 受取利息 | 359 | 928 |
| 受取賃貸料 | － | 2,571 |
| 受取保険金 | 4,392 | － |
| その他 | 1,871 | 1,386 |
| 営業外収益合計 | 6,623 | 4,886 |
| 営業外費用 | | |
| 株式交付費 | 17,673 | － |
| コミットメント費 | 83,025 | － |
| コンサルティング費 | ※2 193,500 | 39,600 |
| 減価償却費 | － | 14,007 |
| その他 | 6,042 | 4,302 |
| 営業外費用合計 | 300,241 | 57,909 |
| 経常損失（△） | △923,172 | △370,458 |
| 特別利益 | | |
| 貸倒引当金戻入額 | 648 | － |
| 新株予約権戻入益 | － | 2,453 |
| 過年度損益修正益 | 6,181 | 5,273 |
| その他 | 1,557 | 100 |
| 特別利益合計 | 8,387 | 7,827 |
| 特別損失 | | |
| 投資有価証券売却損 | － | 9,742 |
| 貸倒引当金繰入額 | 1,776 | 10,478 |
| 訴訟損失引当金繰入額 | 461,200 | 8,726 |
| 過年度損益修正損 | 107,788 | － |
| 本社移転費用 | － | 8,904 |
| その他 | 55,491 | 7,858 |
| 特別損失合計 | 626,257 | 45,710 |
| 税金等調整前四半期純損失（△） | △1,541,043 | △408,341 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 2,629 | 2,659 |
| 過年度法人税等 | － | 4,542 |
| 法人税等合計 | 2,629 | 7,201 |
| 少数株主損益調整前四半期純損失（△） | － | △415,543 |
| 四半期純損失（△） | △1,543,672 | △415,543 |

【第３四半期連結会計期間】

（単位：千円）

| | 前第３四半期連結会計期間<br>(自 平成21年10月１日<br>至 平成21年12月31日) | 当第３四半期連結会計期間<br>(自 平成22年10月１日<br>至 平成22年12月31日) |
|---|---|---|
| 売上高 | 150,358 | 79,771 |
| 売上原価 | △50,545 | 52,606 |
| 売上総利益 | 200,904 | 27,165 |
| 販売費及び一般管理費 | ※1 192,482 | ※1 111,181 |
| 営業利益又は営業損失（△） | 8,422 | △84,015 |
| 営業外収益 | | |
| 受取利息 | 60 | 109 |
| 受取賃貸料 | 285 | 857 |
| その他 | 350 | 61 |
| 営業外収益合計 | 697 | 1,028 |
| 営業外費用 | | |
| 株式交付費 | 4,774 | － |
| 減価償却費 | － | 4,669 |
| その他 | 687 | 986 |
| 営業外費用合計 | 5,462 | 5,655 |
| 経常利益又は経常損失（△） | 3,656 | △88,642 |
| 特別利益 | | |
| 貸倒引当金戻入額 | 411 | － |
| 退職給付引当金戻入額 | 724 | － |
| 過年度損益修正益 | － | 5,178 |
| その他 | 52 | 206 |
| 特別利益合計 | 1,188 | 5,384 |
| 特別損失 | | |
| 貸倒引当金繰入額 | － | 524 |
| 訴訟損失引当金繰入額 | 10,378 | － |
| その他 | － | △16 |
| 特別損失合計 | 10,378 | 508 |
| 税金等調整前四半期純損失（△） | △5,532 | △83,766 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 854 | 839 |
| 法人税等合計 | 854 | 839 |
| 少数株主損益調整前四半期純損失（△） | － | △84,606 |
| 四半期純損失（△） | △6,387 | △84,606 |

(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

（単位：千円）

| | 前第３四半期連結累計期間<br>(自　平成21年４月１日<br>至　平成21年12月31日) | 当第３四半期連結累計期間<br>(自　平成22年４月１日<br>至　平成22年12月31日) |
|---|---|---|
| 営業活動によるキャッシュ・フロー | | |
| 税金等調整前四半期純損失（△） | △1,541,043 | △408,341 |
| 減価償却費 | 3,616 | 27,187 |
| 過年度損益修正益 | △6,181 | △5,273 |
| 過年度損益修正損 | 107,788 | － |
| 貸倒引当金の増減額（△は減少） | 74,125 | 12,461 |
| 退職給付引当金の増減額（△は減少） | △7,839 | 769 |
| 訴訟損失引当金の増減額(△は減少) | 279,500 | 8,726 |
| 株式交付費 | 17,673 | 2,018 |
| コンサルティング費 | 193,500 | 39,600 |
| 訴訟関連損失 | － | 7,037 |
| 移転費用 | － | 8,904 |
| 受取利息及び受取配当金 | △410 | △924 |
| 支払利息 | 627 | 342 |
| 売上債権の増減額（△は増加） | 46,324 | 7,909 |
| たな卸資産の増減額（△は増加） | △26,423 | 27,841 |
| 仕入債務の増減額（△は減少） | △68,790 | △30,022 |
| 投資有価証券売却損益（△は益） | － | 9,726 |
| 未成工事受入金の増減額（△は減少） | △12,395 | △25,225 |
| 貸付けによる支出 | △700,500 | △207,500 |
| 未収入金の増減額（△は増加） | － | 24,334 |
| 預り金の増減額（△は減少） | － | 26,683 |
| 長期預り金の増減額（△は減少） | － | △21,000 |
| 未払金及び未払費用の増減額（△は減少） | △70,746 | 3,478 |
| 貸付金の回収による収入 | 551,800 | 164,470 |
| 保証金の差入による支出 | △350,008 | － |
| 保証金の回収による収入 | 350,000 | － |
| その他 | 109,036 | 9,472 |
| 小計 | △1,050,343 | △317,324 |
| 利息及び配当金の受取額 | 410 | 841 |
| 利息の支払額 | △619 | △335 |
| 法人税等の支払額 | △6,125 | △17,110 |
| 営業活動によるキャッシュ・フロー | △1,056,678 | △333,929 |

（単位：千円）

| | 前第３四半期連結累計期間<br>(自　平成21年４月１日<br>至　平成21年12月31日) | 当第３四半期連結累計期間<br>(自　平成22年４月１日<br>至　平成22年12月31日) |
|---|---|---|
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | | |
| 有形固定資産の取得による支出 | △38,894 | △29,638 |
| 投資有価証券の売却による収入 | － | 105,427 |
| 長期性預金の増減額(△は増加) | 100,940 | － |
| 差入保証金の差入による支出 | △18,930 | － |
| 差入保証金の回収による収入 | 38,189 | － |
| その他 | 31,200 | △429 |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | 112,504 | 75,359 |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | | |
| 長期借入金の返済による支出 | △9,477 | △9,077 |
| 新株予約権の行使による株式の発行による収入 | 1,078,826 | 288,381 |
| 自己株式の取得による支出 | △0 | － |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | 1,069,349 | 279,304 |
| 現金及び現金同等物の増減額（△は減少） | 125,175 | 20,734 |
| 現金及び現金同等物の期首残高 | 332,736 | 322,315 |
| 現金及び現金同等物の四半期末残高 | ※1 457,912 | ※1 343,050 |

【継続企業の前提に関する事項】

当第３四半期連結累計期間(自　平成22年４月１日　至　平成22年12月31日)

当社グループは、前連結会計年度まで継続的に営業損失を計上し、当四半期連結累計期間においても317,435千円の営業損失（前年同四半期連結累計期間比△49.6%）及び415,543千円の四半期純損失（前年同四半期連結累計期間比△73.1%）を計上となりました。また、当四半期連結累計期間の営業キャッシュ・フローはマイナス333,929千円（前年同四半期連結累計期間比△68.4%）となりました。

これら継続する営業損失、四半期純損失、営業キャッシュ・フローのマイナスの状況を改善すべく、当社グループは、固定費の削減、営業力の強化に取り組んでおりますが、当四半期連結累計期間においても営業損失、四半期純損失、営業キャッシュ・フローのマイナスを改善するには至りませんでした。

従いまして、当該状況が改善されない限り、事業活動を継続するために必要な資金の調達に関しては、前連結会計年度に引続き第９回から第18回までの新株予約権の行使による調達に依存することになりますが、当社株価の下落や突発的な災害、新株予約権行使の不履行などが発生した場合、事業を継続するために必要な資金調達が困難になり、債務超過に陥る可能性が潜在しています。

事業等のリスクの面に関しては、過去の事象を対象とした訴訟が継続しているため、結審の如何によっては多額の資金が流出することになり、当社グループの資金繰りに影響を与える可能性が潜在しています。

当社の株式に関しては、当社が株式会社大阪証券取引所へ過去２回の改善報告書を提出していることから、有価証券上場規程平成21年12月30日改正付則第２項による「当該規則施行日（平成21年12月30日）から過去５年以内に改善報告書を１回提出している場合は公表措置を、改善報告書を２回提出している場合は公表措置及び警告措置を講じているものとみなします」に該当し、株式会社大阪証券取引所から平成19年11月９日に公表措置、平成20年６月９日に警告措置を受けたとみなされています。このみなし規定により、当社が公表措置を受けたとみなされた日から起算して５年以内に「適時開示規則第２章（会社情報の適時開示等）」、または「企業行動規範に関する規則第２章（遵守すべき事項）」の規定に違反して警告措置を受けた場合には、株式会社大阪証券取引所の定める上場廃止基準に抵触することになり、当社の株式は上場廃止になる可能性が潜在しています。

これらにより当社グループは、将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象、または状況が存在します。

当社グループの経営陣は、当該状況を解消、改善すべく、以下のとおり対応します。

(1)　営業損失の解消

(建設事業)

・リフォーム・メンテナンス工事

リフォーム・メンテナンス工事では、当社グループが建設した数千棟ある戸建て住宅のリフォーム工事、メンテナンス工事、防虫工事、また自然環境・エネルギー環境問題に対応するための既存設備の電化工事、太陽光発電システム設置工事等を中心に事業展開を図りつつ、当社の保有する顧客情報に資産価値を見出し、地方建設業者との業務連携を行うことで業績の向上を図ります。

・給排水管設備工事

給排水管設備工事では、工事期間が短く、また利益率の高い洗浄工事を中心に事業展開を行ったことにより、当連結累計期間において売上高が減少となったものの当期利益を計上することが出来ました。今後につきましては、大規模工事の受注では競合他社との競争による売上利益率の減少が見込まれるため、当社の保有する過去の顧客情報を再度見直し、定期保守点検を行うための巡回営業などアフター・メンテナンスへも注力して売上高の確保を図ります。

(不動産事業)

不動産事業では、土地・建物の不動産売買について国内・海外において継続して対象案件、パートナー業者へのアプローチ活動を行い、土地建物売買取引等の不動産案件に積極的に関与し、当該事業の全体的な売上高を向上させることに注力します。

(投資事業)

投資事業では、法人向け金銭消費貸借契約締結による利息、及び有価証券の売買による収入を売上高として計上しております。今後についても株式市場、経済動向を注視しながら投機を行い、売上高の向上を図ります。

(人工島建設事業)

人工島建設事業の事業遂行は当第３四半期連結会計年度末までにおいて停滞しており、内部調査委員会の調査内容を踏まえ引続き慎重に検討しております。事業再開の決断の過程においては、関係各所との調整及びそれに伴う当初の計画からの時間経過に伴う経済情勢の変化を踏まえた事業スキーム、収支計画、技術提携先の見直し等を改めて行う必要があると判断しております。

(2) 社会的信頼の回復

当社グループでは、前連結会計年度より引続き、さまざまなリスク要因に対応すべくコンプライアンスを超えた社会正義を標榜して、社内体制を確固たるものにし、社外関係先の皆さまからも見えるよう、毅然とした姿勢を示していきます。また、当社を被告とする訴訟の提起につきましては、弁護士・外部有識者等の協力を得て、調査・解明を徹底して行い、当社の正当性を主張していきます。これらの行為が当社のコンプライアンス体制をより一層充実させ、社会的信頼の回復を図ることが可能であると確信しています。

しかし、これらの対応策は関係者との交渉を進めている途上であること、また、業績の回復は景気、市場動向に大きく左右されること、全ての計画が必ずしも実現する訳ではないことにより、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、四半期連結財務諸表は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を四半期連結財務諸表には反映しておりません。

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

| | 当第３四半期連結累計期間<br>(自 平成22年４月１日 至 平成22年12月31日) |
|---|---|
| 会計処理基準に関する事項の変更 | 「資産除去債務に関する会計基準」等の適用<br>第１四半期連結会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号 平成20年３月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年３月31日）を適用しております。<br>なお、当第３四半期連結累計期間において資産除去債務の適用により変動した額は軽微であり、営業損失、経常損失、四半期純損失がそれぞれ785千円増加しています。 |

【表示方法の変更】

| 当第３四半期連累計期間<br>(自　平成22年４月１日　至　平成22年12月31日) |
|---|
| (四半期連結損益計算書関係)<br>前第３四半期連結累計期間において、営業外収益の「その他」に含めておりました「受取賃貸料」は、営業外 収益総額の100分の20を超えたため、当第３四半期連結累計期間より区分掲記しております。なお、前第３四半期連結累計期間の営業外収益の「その他」に含まれる「受取賃貸料」は761千円であります。<br>前第３四半期連結累計期間において、営業外費用に区分掲記しておりました「株式交付費」は営業外費用総額の100分の20以下となったため、当第３四半期連結累計期間より営業外費用の「その他」に含めております。なお、当第３四半期連結累計期間の営業外費用の「その他」に含まれる「株式交付費」は2,018千円であります。<br>前第３四半期連結累計期間において、特別利益に区分掲記しておりました「貸倒引当金戻入額」は特別利益総額の100分の20以下となったため、当第３四半期連結累計期間より特別利益の「その他」に含めております。なお、当第３四半期連結累計期間の特別利益の「その他」に含まれる「貸倒引当金戻入額」は12千円であります。<br>前第３四半期連結累計期間において、特別利益の「その他」に含めておりました「新株予約権戻入益」は特別利益総額の100分の20以上となったため、当第３四半期連結累計期間より区分掲記しております。なお、前第３四半期連結累計期間の特別利益の「その他」に含まれる「新株予約権戻入益」は96千円であります。<br><br>「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号　平成20年12月26日)に基づき財務諸表等規則等の一部を改正する内閣府令(平成21年３月24日　内閣府令第５号)の適用に伴い、当第３四半期連結累計期間では、「少数株主損益調整前四半期純損失」の科目を表示しております。<br><br>(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)<br>前第３四半期連結累計期間において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含めておりました「未収入金の増減額(△は増加)」は、重要性が増加したため、当第３四半期連結累計期間より区分掲記しております。なお、前第３四半期連結累計期間の「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含まれる「未収入金の増減額(△は増加)」は4,117千円であります。<br>前第３四半期連結累計期間において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含めておりました「預り金の増減額(△は減少)」は、重要性が増加したため、当第３四半期連結累計期間より区分掲記しております。なお、前第３四半期連結累計期間の「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含まれる「預り金の増減額(△は減少)」は1,137千円であります。<br>前第３四半期連結累計期間において、「投資活動によるキャッシュ・フロー」に区分掲記しておりました「差入保証金の差入による支出」は、重要性が減少したため、当第３四半期連結累計期間より投資活動によるキャッシュ・フローの「その他」に含めております。なお、当第３四半期連結累計期間の「投資活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含まれる「差入保証金の差入による支出」は△986千円であります。<br>前第３四半期連結累計期間において、「投資活動によるキャッシュ・フロー」に区分掲記しておりました「差入保証金の回収による収入」は、重要性が減少したため、当第３四半期連結累計期間より投資活動によるキャッシュ・フローの「その他」に含めております。なお、当第３四半期連結累計期間の「投資活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含まれる「差入保証金の回収による収入」は558千円であります。 |

| 当第３四半期連結会計期間<br>(自　平成22年10月１日　至　平成22年12月31日) |
|---|
| (四半期連結貸借対照表関係)<br>前第３四半期連結会計期間において、流動資産に区分掲記しておりました「未収消費税等」は、当第３四半期連結会計期間において資産総額の100分の10以下となたため、流動資産の「その他」に含めております。なお、当第３四半期連結会計期間の流動資産の「その他」に含まれる「未収消費税等」はありません。<br>前第３四半期連結会計期間において、投資その他の資産の「その他」含めておりました「長期貸付金」は資産総額の100分の10を超えたため、当第３四半期連結会計期間より区分掲記しております。なお、前第３四半期連結会計期間の投資その他の資産の「その他」に含まれる「長期貸付金」は11,073千円であります。<br>前第３四半期連結会計期間において、流動負債に区分掲記しておりました「未成工事受入金」は、負債及び純資産総額の100分の10以下となったため、当第３四半期連結会計期間より流動負債の「その他」に含めております。なお、当第３四半期連結会計期間の流動負債の「その他」に含まれる「未成工事受入金」は5,000千円であります。<br>前第３四半期連結会計期間において、固定負債に区分掲記しておりました「長期預り保証金」は、負債及び純資産総額の100分の10以下となったため、当第３四半期連結会計期間より固定負債の「その他」に含めております。なお、当第３四半期連結会計期間の固定負債の「その他」に含まれる「長期預り保証金」は22,090千円であります。<br>(四半期連結損益計算書関係)<br>前第３四半期連結会計期間において、営業外費用に区分掲記しておりました「株式交付費」は営業外費用総額の100分の20以下となったため、当第３四半期連結会計期間より営業外費用の「その他」に含めております。なお、当第３四半期連結会計期間の営業外費用の「その他」に含まれる「株式交付費」は414千円であります。<br>前第３四半期連結会計期間において、特別利益に区分掲記しておりました「貸倒引当金戻入額」は特別利益総額の100分の20以下となったため、当第３四半期連結会計期間より特別利益の「その他」に含めております。なお、当第３四半期連結会計期間の特別利益の「その他」に含まれる「貸倒引当金戻入額」は4千円であります。<br><br>「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号　平成20年12月26日)に基づき財務諸表等規則等の一部を改正する内閣府令(平成21年３月24日　内閣府令第５号)の適用に伴い、当第３四半期連結会計期間では、「少数株主損益調整前四半期純損失」の科目を表示しております。 |

【注記事項】

(四半期連結損益計算書関係)

第３四半期連結累計期間

| 前第３四半期連結累計期間<br>(自　平成21年４月１日<br>至　平成21年12月31日) | 当第３四半期連結累計期間<br>(自　平成22年４月１日<br>至　平成22年12月31日) |
|---|---|
| ※１　販売管理費及び一般管理費のうち主なもの<br>役員報酬　69,914千円<br>給料手当　134,396<br>旅費交通費　24,710<br>地代家賃　60,735<br>租税公課　31,706<br>業務委託費　208,962<br><br>※２　営業外費用における「コンサルティング費」193,500千円は、コミットライン条項付新株予約権の発行に伴うアレンジメント業務によるものです。その支払額は、本新株予約権の権利行使に際して払い込みがなされた時の実調達額に応じた一定割合の金額となっております | ※１　販売管理費及び一般管理費のうち主なもの<br>役員報酬　40,537千円<br>給料手当　86,114<br>旅費交通費　24,464<br>地代家賃　34,392<br>租税公課　22,374<br>業務委託費　90,745<br>その他手数料　34,230<br>※２　― |

第３四半期連結会計期間

| 前第３四半期連結会計期間<br>(自　平成21年10月１日<br>至　平成21年12月31日) | 当第３四半期連結会計期間<br>(自　平成22年10月１日<br>至　平成22年12月31日) |
|---|---|
| ※１　販売管理費及び一般管理費のうち主なもの<br>役員報酬　23,265千円<br>給料手当　42,061<br>旅費交通費　7,789<br>地代家賃　14,895<br>租税公課　12,276<br>業務委託費　47,605 | ※１　販売管理費及び一般管理費のうち主なもの<br>役員報酬　10,650千円<br>給料手当　22,241<br>旅費交通費　9,553<br>地代家賃　9,026<br>租税公課　3,680<br>業務委託費　23,928<br>その他手数料　5,782 |

**(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)**

| 前第３四半期連結累計期間<br>(自　平成21年４月１日<br>至　平成21年12月31日) | 当第３四半期連結累計期間<br>(自　平成22年４月１日<br>至　平成22年12月31日) |
|---|---|
| ※１　現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係<br>現金及び預金　457,912千円<br>計　457,912千円<br>預入期間が３か月超の定期預金　△　－　〃<br>現金及び現金同等物　457,912千円 | ※１　現金及び現金同等物の当第３四半期連結累計期間末残高と当第３四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係<br>(平成22年12月31日現在)<br>現金及び預金　343,050千円<br>計　343,050千円 |

(株主資本等関係)

当第３四半期連結会計末（平成22年12月31日）及び当第３四半期連結累計期間(自 平成22年４月１日 至 平成22年12月31日)

１ 発行済株式の種類及び総数

| 株式の種類 | 当第３四半期連結会計期間末 |
|---|---|
| 普通株式(株) | 638,465,997 |

２ 自己株式の種類及び株式数

| 株式の種類 | 当第３四半期連結会計期間末 |
|---|---|
| 普通株式(株) | 340 |

３ 新株予約権等の四半期連結会計期間末残高

| 会社名 | 内訳 | 目的となる株式の種類 | 目的となる株式の数(千株) | | | | 当第３四半期連結会計期間末残高(千円) |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 前連結会計年度末 | 増加 | 減少 | 当第３四半期連結会計期間末 | |
| 提出会社 | 第９回新株予約権 | 普通株式 | 833,333 | 230,555 | 141,666 | 922,222 | 6,731 |
| | 第10回新株予約権 | 普通株式 | 833,333 | 277,777 | ― | 1,111,111 | 8,110 |
| | 第11回新株予約権 | 普通株式 | 833,333 | 277,777 | ― | 1,111,111 | 8,110 |
| | 第12回新株予約権 | 普通株式 | 833,333 | 277,777 | ― | 1,111,111 | 8,110 |
| | 第13回新株予約権 | 普通株式 | 833,333 | 277,777 | ― | 1,111,111 | 8,110 |
| | 第14回新株予約権 | 普通株式 | 255,555 | 511,111 | ― | 766,666 | 5,595 |
| | 第15回新株予約権 | 普通株式 | 733,333 | 227,777 | 161,111 | 800,000 | 5,839 |
| | 第16回新株予約権 | 普通株式 | 62,962 | ― | ― | 62,962 | 1,378 |
| | 第17回新株予約権 | 普通株式 | 113,953 | 67,528 | ― | 181,481 | 3,973 |
| | 第18回新株予約権 | 普通株式 | 232,558 | 137,812 | ― | 370,370 | 8,110 |
| | ストック・オプションとしての新株予約権 平成16年６月21日開催の定時株主総会決議 | 普通株式 | 0 | ― | ― | 0 | ― |
| | ストック・オプションとしての第19回新株予約権 平成20年６月27日開催の定時株主総会決議 | 普通株式 | 6,410 | ― | 2,550 | 3,860 | 9,727 |
| 連結子会社 | ― | ― | ― | ― | ― | ― | ― |
| 合計 | | | 5,571,440 | 2,285,895 | 305,327 | 7,552,008 | 73,796 |

(注) １．目的となる株式の数は、権利行使可能数を記載しております。

２．目的となる株式の数の変動事由の概要

第９回乃至第15回、第17回ならびに第18回新株予約権の増加は、新株予約権の行使価額の修正に伴い新株予約権の目的となる株式の数が調整されたのもであります。

第９回ならびに第15回新株予約権の減少は、新株予約権の行使によるものです。

ストック・オプションとしての第19回新株予約権は、減少は、従業員の退職により、失効したのもです。

**4 配当に関する事項**

**（１） 配当金支払額**

**該当事項はありません。**

**（２） 基準日が当第３四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第３四半期連結会計期間の末日後となるもの**

**該当事項はありません。**

**5 株主資本の著しい変動**

**当社は、第９回新株予約権の行使に伴い、平成22年５月20日に100,000千円、平成22年６月１日に70,000千円、第15回の新株予約権の行使に伴い、平成22年７月８日に60,000千円、平成22年９月17日に100,000千円の合計330,000千円の資金調達を行いました。この結果、資本金及び資本準備金がそれぞれ166,338千円増加し、当第３四半期連結会計期間末において資本金が6,463,079千円、資本準備金が166,338千円となっております。**

(セグメント情報等)

【事業の種類別セグメント情報】

前第３四半期連結会計期間(自　平成21年10月１日　至　平成21年12月31日)

| | 建設事業(千円) | 不動産事業(千円) | 投資事業(千円) | 人工島建設事業(千円) | 計(千円) | 消去又は全社(千円) | 連結(千円) |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 売上高 | | | | | | | |
| (1)外部顧客に対する売上高 | 141,708 | ― | 8,649 | ― | 150,358 | ― | 150,358 |
| (2)セグメント間の内部売上高又は振替高 | ― | ― | ― | ― | ― | ― | ― |
| 計 | 141,708 | ― | 8,649 | ― | 150,358 | ― | 150,358 |
| 営業利益又は営業損失(△) | △4,877 | △5,158 | 163,875 | △15,847 | 137,992 | △129,570 | 8,422 |

(注)１．事業区分の方法

事業は、各事業内容の類似性を考慮して区分しております。

２．各区分に属する主要な事業内容

| 事業区分 | 事業内容 |
|---|---|
| 建設事業 | 建築工事および土木工事の請負、給排水管工事 |
| 不動産事業 | 不動産特定共同事業、不動産の賃貸、管理、売買 |
| 投資事業 | 投資事業 |
| 人工島建設事業 | ロシア連邦における人工島建設プロジェクト |

３．完成工事高及び完成工事原価の計上基準の変更

請負工事に係る収益の計上基準については、従来、工事完成基準を適用しておりましたが、「工事契約に関する会計基準(企業会計基準第15号　平成19年12月27日)及び「工事契約に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第18号　平成19年12月27日)を第１四半期連結会計期間より適用し、第１四半期連結会計期間に着手した工事契約から当第３四半期連結会計期間末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準(工事の進捗率の見積りは原価比例法)を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。なお、当第３四半期連結会計期間においては工事進行基準を適用した工事契約はありません。

前第３四半期連結累計期間(自　平成21年４月１日　至　平成21年12月31日)

| | 建設事業(千円) | 不動産事業(千円) | 投資事業(千円) | 人工島建設事業(千円) | 計(千円) | 消去又は全社(千円) | 連結(千円) |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 売上高 | | | | | | | |
| (1)外部顧客に対する売上高 | 350,510 | ― | 12,938 | ― | 363,449 | ― | 363,449 |
| (2)セグメント間の内部売上高又は振替高 | ― | ― | ― | ― | ― | ― | ― |
| 計 | 350,510 | ― | 12,938 | ― | 363,449 | ― | 363,449 |
| 営業利益又は営業損失(△) | △67,670 | △13,607 | △62,402 | △87,693 | △231,373 | △398,182 | △629,555 |

(注)１．事業区分の方法

事業は、各事業内容の類似性を考慮して区分しております。

２．各区分に属する主要な事業内容

| 事業区分 | 事業内容 |
|---|---|
| 建設事業 | 建築工事および土木工事の請負、給排水管工事 |
| 不動産事業 | 不動産特定共同事業、不動産の賃貸、管理、売買 |
| 投資事業 | 投資事業 |
| 人工島建設事業 | ロシア連邦における人工島建設プロジェクト |

３．完成工事高及び完成工事原価の計上基準の変更

請負工事に係る収益の計上基準については、従来、工事完成基準を適用しておりましたが、「工事契約に関する会計基準(企業会計基準第15号　平成19年12月27日)及び「工事契約に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第18号　平成19年12月27日)を第１四半期連結会計期間より適用し、第１四半期連結会計期間に着手した工事契約から当第３四半期連結会計期間末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準(工事の進捗率の見積りは原価比例法)を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。なお、当第３四半期連結会計期間においては工事進行基準を適用した工事契約はありません。

**【所在地別セグメント情報】**

**前第３四半期連結会計期間(自　平成21年10月１日　至　平成21年12月31日)及び前第３四半期連結累計期間(自　平成21年４月１日　至　平成21年12月31日)**

**在外子会社及び重要な在外支店がないため、記載を省略しております。**

**【海外売上高】**

**前第３四半期連結会計期間(自　平成21年10月１日　至　平成21年12月31日)及び前第３四半期連結累計期間(自　平成21年４月１日　至　平成21年12月31日)**

**海外売上高がないため、該当事項はありません。**

【セグメント情報】

(追加情報)

第１四半期連結会計期間より「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号　平成21年３月27日)および「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号　平成20年３月21日)を適用しております。

１　報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうちに分離された財務情報が入手可能であり、当社の取締役会が、経営資源の配分の決定および業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社の事業セグメントは、建設工事の事業形態を基礎とした「建設事業」、不動産取引の事業形態を基礎とした「不動産事業」、投資活動の事業形態を基礎とした「投資事業」、ロシア連邦ソチ市において人工島建設を行うための「人工島建設事業」から構成され、当該４つを報告セグメントとしております。

「建設事業」は戸建て住宅を対象としたリフォーム・メンテナンス工事および集合住宅を対象にした給排水管設備工事等、「不動産事業」は不動産の売買等、「投資事業」は貸金業および株式投資等を行っております。

２　報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失(△)の金額に関する情報

当第３四半期連結累計期間(自　平成22年４月１日　至　平成22年12月31日)

(単位：千円)

| | 報告セグメント | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | 建設事業 | 不動産事業 | 投資事業 | 人工島建設事業 | 合計 |
| 売上高 | | | | | |
| 外部顧客への売上高 | 317,984 | ― | 8,299 | ― | 326,284 |
| セグメント間の内部売上高又は振替高 | 5,932 | ― | ― | ― | 5,932 |
| 計 | 323,916 | ― | 8,299 | ― | 332,216 |
| セグメント損失(△) | △14,976 | △9,542 | △7,045 | △6,543 | △38,107 |

当第３四半期連結会計期間(自　平成22年10月１日　至　平成22年12月31日)

(単位：千円)

| | 報告セグメント | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | 建設事業 | 不動産事業 | 投資事業 | 人工島建設事業 | 合計 |
| 売上高 | | | | | |
| 外部顧客への売上高 | 76,277 | ― | 3,494 | ― | 79,771 |
| セグメント間の内部売上高又は振替高 | 874 | ― | ― | ― | 874 |
| 計 | 77,151 | ― | 3,494 | ― | 80,646 |
| セグメント利益又は損失(△) | △10,129 | △4,906 | 1,106 | △2,805 | △16,734 |

3　報告セグメントの利益又は損失(△)の金額の合計額と四半期連結損益計算書計上額との差額及び当該差額の主な内容(差異調整に関する事項)

当第３四半期連結累計期間(自　平成22年４月１日　至　平成22年12月31日)

(単位：千円)

| 利益 | 金額 |
|---|---|
| 報告セグメント計 | △38,107 |
| セグメント間取引消去 | △3,523 |
| 全社費用(注) | △275,803 |
| 四半期連結損益計算書の営業損失(△) | △317,435 |

(注)　全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない本社管理部門に係る一般管理費であります。

当第３四半期連結会計期間(自　平成22年10月１日　至　平成22年12月31日)

(単位：千円)

| 利益 | 金額 |
|---|---|
| 報告セグメント計 | △16,734 |
| セグメント間取引消去 | 111 |
| 全社費用(注) | △67,392 |
| 四半期連結損益計算書の営業損失(△) | △84,015 |

(注)　全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない本社管理部門に係る一般管理費であります。

4　報告セグメントの変更等に関する事項

当第３四半期連結累計期間(自　平成22年４月１日　至　平成22年12月31日)

該当事項はありません。

5　報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

当第３四半期連結会計期間(自　平成22年10月１日　至　平成22年12月31日)

該当事項はありません。

(金融商品関係)

金融商品の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動がありません。

（１株当たり情報）

１　１株当たり純資産額

| 当第３四半期連結会計期間末<br>(平成22年12月31日) | 前連結会計年度末<br>(平成22年３月31日) |
|---|---|
| 0.00円 | 0.31円 |

(注)　１株当たり純資産額の算定上の基礎

| 項目 | 当第３四半期<br>連結会計期間末<br>(平成22年12月31日) | 前連結会計年度末<br>(平成22年３月31日) |
|---|---|---|
| 純資産の部の合計額(千円) | 75,213 | 183,332 |
| 普通株式に係る純資産額(千円) | 1,417 | 104,406 |
| 差額の主な内訳(千円)<br>新株予約権 | 73,796 | 78,925 |
| 普通株式の発行済株式数(千株) | 638,465 | 335,688 |
| 普通株式の自己株式数(千株) | 0 | 0 |
| １株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数(千株) | 638,465 | 335,687 |

２．１株当たり四半期純利益金額等

第３四半期連結累計期間

| 前第３四半期連結累計期間<br>(自　平成21年４月１日<br>至　平成21年12月31日) | 当第３四半期連結累計期間<br>(自　平成22年４月１日<br>至　平成22年12月31日) |
|---|---|
| １株当たり四半期純損失金額　9.40円<br><br>なお、潜在株式調整後１株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの１株当たり四半期純損失であるために記載しておりません。 | １株当たり四半期純損失金額　0.79円<br><br>なお、潜在株式調整後１株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの１株当たり四半期純損失であるために記載しておりません。 |

(注)　１株当たり四半期純損失金額の算定上の基礎

| 項目 | 前第３四半期連結累計期間<br>(自　平成21年４月１日<br>至　平成21年12月31日) | 当第３四半期連結累計期間<br>(自　平成22年４月１日<br>至　平成22年12月31日) |
|---|---|---|
| 四半期連結損益計算書上の四半期純損失(千円) | 1,543,672 | 415,543 |
| 普通株式に係る四半期純損失(千円) | 1,543,672 | 415,543 |
| 普通株主に帰属しない金額(千円) | ― | ― |
| 普通株式の期中平均株式数(千株) | 164,223 | 524,576 |
| 希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後１株当たり四半期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式について前連結会計年度末から重要な変動がある場合の概要 | 第９回乃至第18回新株予約権(予約権の数851個)。<br>ストック・オプションとして第19回新株予約権(予約権の数66,500個)。<br>なお、概要は「第４提出会社の状況、(２)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。 | 第９回乃至第18回新株予約権(予約権の数790個)。<br>ストック・オプションとして第19回新株予約権(予約権の数38,600個)。<br>なお、概要は「第４提出会社の状況、(２)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。 |

第３四半期連結会計期間

| 前第３四半期連結会計期間<br>(自　平成21年10月１日<br>至　平成21年12月31日) | 当第３四半期連結会計期間<br>(自　平成22年10月１日<br>至　平成22年12月31日) |
|---|---|
| １株当たり四半期純損失金額　0.03円<br><br>なお､潜在株式調整後１株当たり四半期純利益金額については､潜在株式は存在するものの１株当たり四半期純損失であるために記載しておりません｡ | １株当たり四半期純損失金額　0.13円<br><br>なお､潜在株式調整後１株当たり四半期純利益金額については､潜在株式は存在するものの１株当たり四半期純損失であるために記載しておりません｡ |

(注)　１株当たり四半期純損失金額の算定上の基礎

| 項目 | 前第３四半期連結会計期間<br>(自　平成21年10月１日<br>至　平成21年12月31日) | 当第３四半期連結会計期間<br>(自　平成22年10月１日<br>至　平成22年12月31日) |
|---|---|---|
| 四半期連結損益計算書上の四半期純損失(千円) | 6,387 | 84,606 |
| 普通株式に係る四半期純損失(千円) | 6,387 | 84,606 |
| 普通株主に帰属しない金額(千円) | ― | ― |
| 普通株式の期中平均株式数(千株) | 190,317 | 638,465 |
| 希薄化効果を有しないため､潜在株式調整後１株当たり四半期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式について前連結会計年度末から重要な変動がある場合の概要 | 第９回乃至第18回新予約権(予約権の数851個)｡<br>ストック・オプションとして第19回新株予約権(予約権の数66,500個)｡<br>なお､概要は「第４提出会社の状況､(２)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります｡ | 第９回乃至第18回新予約権(予約権の数790個)｡<br>ストック・オプションとして第19回新株予約権(予約権の数38,600個)｡<br>なお､概要は「第４提出会社の状況､(２)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります｡ |

(重要な後発事象)

当第３四半期連結会計期間（自　平成22年10月１日　至　平成22年12月31日）

その他

平成23年１月１日以降、下記のとおり、第18回新株予約権の行使がありました。

・平成23年２月３日　新株予約権の数　10個
発行する株式の種類及び数　普通株式　100,000,000株
１株当たりの払込金額　1.0円
合計払込金額　100,000,000円
新株予約権の発行価額　811,000円
増加した資本金　50,405,500円
増加した資本準備金　50,405,500円
資金使途：　今回の行使により調達した資金は、当グループにおいて、不動産を取得することを目的とした不動産取得準備金640百万円の一部として充当いたします。

・平成23年２月４日　新株予約権の数　10個
発行する株式の種類及び数　普通株式　100,000,000株
１株当たりの払込金額　1.0円
合計払込金額　100,000,000円
新株予約権の発行価額　811,000円
増加した資本金　50,405,500円
増加した資本準備金　50,405,500円
資金使途：　今回の行使により調達した資金は、当グループにおいて、不動産を取得することを目的とした不動産取得準備金640百万円の一部として充当いたします。

・平成23年２月10日　新株予約権の数　50個
発行する株式の種類及び数　普通株式　500,000,000株
１株当たりの払込金額　1.0円
合計払込金額　500,000,000円
新株予約権の発行価額　4,055,000円
増加した資本金　252,027,500円
増加した資本準備金　252,027,500円
資金使途：　今回の行使により調達した資金は、当グループにおいて、不動産を取得することを目的とした不動産取得準備金640百万円及びコミットメントフィーの一部として充当いたします。

## 2 【その他】

(1)重要な訴訟事件等

① 当社は、平成21年10月27日に東京地方裁判所民事第８部より訴状及び口頭弁論期日呼出書および答弁書催告状が送達されました。その内容は、当社を債務者、原告を債権者とする平成19年11月30日付支払延期合意書に基づき、当社が未払金175,000千円及びこれに対する消費税等相当額の委託報酬支払債務を負っていること、当該債務に対し当社連結子会社であるMILLENNIUM INVESTMENT㈱が連帯保証していること、対象となっている債務の支払が現状不履行であることが記述されております。
また、これら債務が不履行の場合の担保としてMILLENNIUM INVESTMENT㈱の全株式を担保に差し入れる記述があり、その結果、債務の支払について督促をしているのがMILLENNIUM INVESTMENT㈱の株主が原告であることの確認を請求しているものであります。
当社は、財務諸表上では、当該合意書と証する書面を保有していないこと、また、合意書に記載された委託業務の成果を確認出来ないこと、また、当社の取締役会議事録に上記子会社の全株式の担保差し入れについての議事および承認の記載がないことから当該債務の認識をいたしておりません。
当社といたしましては、本件支払延期合意書が真正に作成された文書ではないことを主張し、これを合意書の作成経緯、作成者、捺印された社印の不真正等から立証してまいります。
なお、今後の状況を勘案し、顕在化する可能性のある債務について当第３四半期連結会計期間末において291,168千円の引当を計上しております。

② 当社は、平成22年７月13日、当社の元代表取締役に対して、東京地方裁判所民事第８部に訴訟を提起いたしました。なお、本件訴訟の提起については、会社法第386条第１項の規定により監査役が当社を代表することとなるため、平成22年７月13日開催の当社監査役会において決議を経ております。

１．訴訟を提起した裁判所および年月日
東京地方裁判所民事第８部 平成22年７月13日

２．訴訟を提起した相手
（ア）被告
当社元代表取締役 菊地 一
（イ）当社および当社子会社における被告の在任期間
当社代表取締役在任期間：平成17年11月25日～平成19年２月15日
当社子会社の代表取締役在任期間：平成17年12月22日～平成18年12月27日

３．訴訟の内容および損害賠償請求金額
（ア）訴訟の内容
当社は平成21年９月９日開催の取締役会において、当社の抱える係争案件及び不良資産化している債権の発生経緯及び実態を調査することを目的として、内部調査委員会を発足し調査を進めてまいりましたが、平成22年４月末日付けで当社取締役会に対し、その調査報告が取締役会に提出されました。
当該調査報告を受け、当社は、当社及び当社子会社元代表取締役である被告が、在任期間中に取締役の善管注意義務に違反し、独自の判断で行った多額の借財により当社がその返済を余儀なくされたこと、また、同時期に十分な審査を怠り投融資を行った結果、当社が多額の不良資産を抱えたことで被告が当社及び当社子会社に対し、甚大な損害を与えたと判断し、本件訴訟を提起するに至ったものであります。
（イ）損害賠償請求金額　113,355千円

# 第二部　【提出会社の保証会社等の情報】

**該当事項はありません。**

# 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年２月12日

東邦グローバルアソシエイツ株式会社

取締役会　御中

監査法人ブレインワーク

| | | | |
|---|---|---|---|
| 代表社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 小 林　俊 一 | ㊞ |
| 指定社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 石 井　友 二 | ㊞ |

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている東邦グローバルアソシエイツ株式会社の平成21年４月１日から平成22年３月31日までの連結会計年度の第３四半期連結会計期間（平成21年10月１日から平成21年12月31日まで）及び第３四半期連結累計期間（平成21年４月１日から平成21年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、東邦グローバルアソシエイツ株式会社及び連結子会社の平成21年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第３四半期連結会計期間及び第３四半期連結累計期間の経営成績並びに第３四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

追記情報

１．継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は前連結会計年度まで継続的に営業損失を計上し、当第３四半期連結累計期間においても、629百万円の営業損失を計上し、業績の現状は厳しい状況が継続している。その結果、四半期連結財務諸表上、1,543百万円の純損失を計上し、営業キャッシュ・フローはマイナス1,056百万となった。純資産は83百万円となっており、債務超過に陥るリスクも潜在している。現状の資金調達面に関しては、第９回から第１８回までの新株予約権の行使による調達に依存している。事業リスクの面に関して、過去の事象を対象とした複数の訴訟案件による資金流出の可能性があり、また、会社の管理面に関して、大阪証券取引所より改善報告書の提出要請を二度受けている。こうした事象は、株価の下落などにより新株予約権の不履行などの発生する可能性があること、三度目の措置を受けた場合、上場廃止基準に該当することから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。四半期連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は四半期連結財務諸表に反映されていない。
２．重要な後発事象①に記載されているとおり、会社は、債務の支払について、重要な訴訟等が生じている。
３．重要な後発事象②(2)に記載されているとおり、会社は人工島建設事業を停止している。
４．重要な後発事象②(3)に記載されているとおり、会社は平成22年1月5日から平成22年1月19日までに新株予約権の行使を受け、資本金及び資本準備金がそれぞれ増加している。
５．偶発債務(2)に記載されているとおり、金銭消費貸借契約書の写しが第三者から送付されている。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

(注) １　上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

２　四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

# 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年２月14日

クレアホールディングス株式会社
　取締役会　御中

監査法人 ワールドリンクス

| | | | |
|---|---|---|---|
| 代 表 社 員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 室 井　久 磨 | 印 |
| 代 表 社 員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 上 野　 宣 春 | 印 |

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているクレアホールディングス株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの連結会計年度の第３四半期連結会計期間（平成22年10月１日から平成22年12月31日まで）及び第３四半期連結累計期間（平成22年４月1日から平成22年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、クレアホールディングス株式会社及び連結子会社の平成22年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第３四半期連結会計期間及び第３四半期連結累計期間の経営成績並びに第３四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

追記情報

1.継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は前連結会計年度末までに継続的に営業損失を計上しており、当第３四半期連結会計期間においても重要な営業損失を計上するとともに、営業キャッシュ・フローについても継続してマイナスとなっている。このことにより、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。四半期連結財務諸表は、継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は四半期連結財務諸表に反映されていない。

2.重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成23年2月3日から平成23年2月10日までに新株予約権の行使を受け、資本金及び資本準備金がそれぞれ増加している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

(注) １　上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
　　２　四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。